

## 令和4年第2回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第1日目)

令和4年6月7日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第32号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第4 議案第33号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第5 議案第34号 訓子府町過疎地域のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第35号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第7 議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第8 議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第9 議案第38号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について
- 第11 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について(令和3年度訓子府町一般会計予算)
- 第12 報告第5号 令和3年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について
- 第13 報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第14 報告第7号 出納検査結果報告について
- 第15 ー 議員の派遣について
- 第10 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日出夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由美子 君	6番	須 河 徹 君
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒など、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施し本定例会を進めてまいりたいと思います。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が7件、報告2件であります。また、議長からの報告が2件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、西森信夫君、3番、山田日出夫君、4番、仁木義人君、5番、西山由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしてありますとおり議場においてもナチュラルビズスタイルの実施ということになりますので、9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は

自由ということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。上着を脱いでいただいても結構です。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

開会に先立ちまして、最近の状況について、気になる点を含めて、私の私見を述べさせていただきます。

まず、1点目です。コロナの感染ですが、この1か月、1年間というよりも1月から、およそ90人の感染者が町内から出ています。この1週間はまったく感染者が出ていないということで、療養者の方もいませんでしたけども、昨日、子どもが1人感染したという報告がございました。

依然として、まだ予断を許さないということは変わりありませんけども、ご存じのとおり60歳以上、それから持病を持っている方の重症化を防ぐということで4回目のワクチン接種が7月からはじまりますので、私どもは先般、日赤の院長と医師会の会長にも要請をいたしまして、ワクチン接種を粛々と進めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

2点目です。知床の観光船が沈没して、14名の方がお亡くなりになりました。あらためて哀悼の誠を捧げますとともに、二度とこのような事故が起こらないように私どもも気を配りながら、斜里とも連携しながら前へ進めていきたい。とりわけ、12名のまだ遺体、あるいは生存の確認ができていない方の捜索が今、関係機関の努力によって懸命に行われておりますけれども、1日も早く見つかるように願うものでございます。昨日から斜里町役場に慰霊の花束を献花する場所を設けたということも報道されておりますけれども、大勢の方が斜里町民にとどまらず、全国から亡くなられた方への慰問、お参りに斜里町役場の方に来ているようでございます。

最後に3点目です。ロシアがウクライナに侵攻して100日が過ぎました。この間に亡くなられた方が数万人、そしてポーランドや近隣に避難されている方が数百万人。わが国にも千人以上の方が避難をされてきておるといふ報道がされております。いずれにしても私は何の理由もなく一方的に侵略行為を行う、そして、多くの市民が、ウクライナ国民が犠牲になっている状況を今から七十数年前に戦争を私こそは体験しておりませんが、心を痛めるものでございます。もう一方で、気になるのは、このウクライナ侵攻によって国内の石油、食料、資材の高騰が国民の生活にもものすごい揺さぶりをかけております。喜ぶべきか悲しむべきか分かりませんが、玉ネギの値上げがもう倍以上になってきているとか、平均すると百何%の値上げが出ていることですから、これらについても考えてみると私どもの国は多くの食料を輸入しているという現実を突きつけられています。これはコ

ロナのワクチンもそうですけれども、あらためて自国が自立的な考え方をもちながら食料安保や食料自給率の向上をやっぱり訴えていかなければならないというふうに思えてなりません。とりわけ農業のまち訓子府町はこうした食料の問題等については、非常に敏感に今、影響が出てきているところでございます。

もう1点は、ロシアのウクライナ侵攻とあわせて、北朝鮮のミサイル発射でございます。このことによって、ロシアが北海道に攻めてくるのではないのか。あるいは北朝鮮のミサイルが私どもの国へ撃ち落されるのではないのか。もっと言うならば、中国が台湾をはじめ、南方に侵略、あるいは攻めてくるのではないだろうかという、そういう意味での脅威論が非常に増えてきております。国は国防費の2%以上をアメリカのバイデン大統領にどうやら約束したようでありまして、こうした軍拡の思想が本当にいいのだろうか。被爆国の私どもとして、むしろわれわれが今やらなければならないのは一体なんなのか。これは外交を中心とした世界平和を憲法9条をもつ私どもの国として、いかに訴えていく役割を果たすべきではないのかと私自身は思えてなりません。そんなこともありまして、4期目の最後に8月6日、広島で開催される政府と広島県の共催によります平和式典に訓子府町長として出席させていただこうと思います。それは平和首長会議の一員として、こうした状況を踏まえながら、やっぱり平和こそが大事なことなんだということを自ら学び、そして受け止めながら参加してまいりたいと考えているところでございます。るる申し上げましたけれども、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、今定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計予算補正でございます。

歳出では、企画費で地方交通対策事業では、北海道北見バスと連携したプロモーション事業経費と新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した観光事業の回復のために女満別空港整備・利用促進協議会負担金の追加。

民生費では、児童センター運営事業と子育て支援センター運営事業では、新たに施設でフリーWi-Fiが活用できるよう無線LANの環境整備を。

衛生費の予防費では、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業の経費を。

農業費では、種馬鈴しょの増産やてん菜からの転換に取り組む費用などへの持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金を計上するほか、農業基盤整備事業では、対象事業費の増による負担金増加などを。

消防費では、北見地区消防組合が実施した小型動力ポンプ付き水槽車の入札において、年度内の納入ができないことなどにより、全指名業者の入札参加辞退となったことから、予算を減額し、新たに債務負担行為の補正によって入札を実施することになったため、本町においても北見地区消防組合負担金を減額し、新たに債務負担行為の追加補正を。

教育費のこども園運営事業では、ICTの環境整備により、子育て支援事業を充実させるため、タブレット11台の購入経費を。

そのほか、広域入所負担金の追加や介護保険特別会計繰出金を。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの特定財源のほか、財政調整基金を追加し、歳入歳出それぞれ1,745万8千円の追加を提案させていただいています。

次に、特別会計についてであります。

介護保険特別会計につきましては、前年度の国庫支出金返還金が確定したことなどによって、歳入歳出それぞれ2, 121万1千円の追加を提案させていただいています。

次に、条例の制定でございます。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、規約の変更でございます。

加入団体が1団体増えたことによりまして、北海道市町村総合事務組規約、北海道市町村職員退職手当組規約、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の3本の規約の変更について、提案をさせていただいております。

次に、農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について提案をさせていただいております。

次に、報告でございます。

1件目は、令和3年度訓子府町一般会計に関わる繰越明許費繰越計算書の報告を。

2件目は、条例に基づき令和3年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告するものでございます。

以上、議案7件、報告2件を提案させていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。第2回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### ◎議案第32号、議案第33号

○議長（須河 徹君） この際、日程第3、議案第32号、日程第4、議案第33号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第32号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第32号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について提案説明をいたします。

令和4年度訓子府町一般会計補正予算については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出にそれぞれ1, 745万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ48億6, 109万2千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条と第3条は、債務負担行為と地方債の補正について定めております。

3ページの上段の第2表 債務負担行為の補正をご覧いただきたいと思っております。

第2表では、北見地区消防組合負担金（消防車両更新事業）を追加するものでございます。期間は令和4年度から令和5年度、限度額は5,410万6千円です。

追加の理由ですけれども、小型動力ポンプ付水槽車の納車が年度内に見込めないことによるものでございます。

ここで、14ページにあります債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書をご覧くださいと思います。

追加後の当該年度以降の支出予定額と財源内訳等につきましては、記載のとおりとなっておりますのでご覧くださいと思います。

3ページに戻っていただきまして、第3表 地方債補正をご覧くださいと思います。

第3表 地方債の補正では、事業費の増に伴い起債額が変更になった2本の事業と廃止した事業1本でございます。それぞれ左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額等を記載しております。

なお、廃止した消防車両更新事業につきましては、第2表で説明した理由のとおり年度内に納車が見込めないことから、起債対象である消防車両本体分の起債額について廃止したものでございます。

ここで、15ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧くださいと思います。右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億3,576万8千円となっております。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、最初に歳出の説明をさせていただきます、その後に歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

一番上の表の2款、1項、8目、企画費の事業区分、地方交通対策事業では、北海道北見バスと連携した本町のポストコロナに向けての認知度向上による観光PR事業の実施と合わせてコロナ禍で落ち込んだ北見バスの運行収入を補うことにより事業の継続支援を目的とした事業を実施いたします。

需用費の印刷製本費では、広告用パンフレット制作経費として43万2千円を計上。

役務費の広告料では、都市間バスと空港連絡線バス車内のシートポケットにパンフレット設置および市内線バスの中吊り広告費用として70万4千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、コロナ禍で航空機利用の需要が低迷していることから、団体旅行を実施する旅行業者に対する支援金によりツアー造成を喚起し、航空機利用と観光需要の回復を図るため、女満別空港整備・利用促進協議会負担金として24万円を追加。

その下の中段の表、3款、1項、2目、高齢者福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金の繰出金では、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画のための策定委員会の開催経費およびアンケート調査に要する経費として44万2千円を追加。

一番下の表の、3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、広域入所者が2名増えたことに伴い、広域入所負担金に不足が見込まれることから150万4千円を追加。

次のページの3款、2項、4目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の委託料の公共施設等公衆無線LAN環境整備業務では、コロナ禍においてオンラインによる保護者や児童との相談、交流等外部とのつながりの確保ならびに家庭学習の支援を目的

にICT環境を整備するため、無線LANアクセスポイント3か所を設置することから8万5千円を計上。

備品購入費の事務用備品では、タブレット端末を1台購入するため8万2千円を計上。

その下の5目、子育て支援センター費の子育て支援センター運営事業の委託料の公共施設等公衆無線LAN環境整備業務もコロナ禍においてオンラインによる保護者等との相談、交流等外部とのつながりの確保を目的にICT環境を整備するため、無線LANアクセスポイントを3か所設置することから88万5千円を計上

備品購入費の事務用備品では、タブレット端末を1台購入するため4万円を計上です。

次のページの4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ワクチン4回目の接種を実施するものでございます。報酬では、事務を補助する会計年度任用職員の報酬として50万4千円を計上。

職員手当等では、時間外勤務手当で50万円を計上。

報償費では、接種にかかる医師、保健師、看護師等の報償として194万3千円の計上。

需用費の消耗品費では、ファイル、アルコール消毒液などの消耗品購入に50万円の計上、光熱水費では、ワクチン貯蔵用の冷凍庫電気代として3万円を計上、合わせまして53万円を計上。

役務費の通信運搬費では、意向調査発送郵便料、ワクチン配送料および接種申し込みにかかる電話フリーダイヤル料としまして56万3千円を追加。

手数料では、町外で接種した場合の国保連手数料、新聞折込手数料として8万7千円を計上。

保険料では、看護師等の傷害保険料として1万4千円を計上、合わせまして66万4千円の追加。

委託料では、集団接種会場の清掃業務1万8千円を計上、新型コロナウイルスワクチン接種業務として、北見赤十字病院医師の委託と個別接種にかかる町内医療機関への委託で266万8千円を計上、新型コロナウイルスワクチン接種予約受付業務1,244万7千円の計上、集団接種にかかる医療廃棄物処理業務7万4千円の計上で合わせまして1,520万7千円の追加。

次のページの使用料及び賃借料では、電子複写機借上料16万5千円の計上、接種会場にパネルや吸塵・吸水マットを設置することから会場用具借上料64万9千円を計上で合わせまして81万4千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、町外接種分の接種費用として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金52万8千円を計上。

償還金、利子及び割引料の1千円につきましては科目計上でございます。

その下の表の6款、1項、3目、農業振興費、事業区分、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業の負担金、補助及び交付金は、畑作産地において、病虫害の抑制と需要に応じた生産拡大の両立、労働負担の軽減、環境に配慮した生産体系の確立や新たな需要拡大に向けた取り組み等のための経費に対する補助金ですけれども、具体的には、てん菜から需要の高い作物等への転換、病虫害抵抗品種の導入・普及拡大、種馬鈴しょの緊急増産、種馬鈴しょ罹病低減に対して補助を行うもので1,100万円を計上です。

その下の、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及



び交付金では、対象事業量の変更に伴い3,398万3千円を追加するものでございます。

その内訳ですけれども、北海道土地改良事業団体連合会負担金では18万7千円の追加。道営山林川地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備）負担金では229万3千円の追加。

道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業負担金では3,976万9千円の追加。

道営訓子府北東地区水利施設等保全高度化事業負担金では1,020万円の減。

道営訓子府中央一期地区水利施設等保全高度化事業負担金では22万5千円の追加。

道営訓子府中央二期地区水利施設等保全高度化事業負担金では160万2千円の減となります。

北海道水利施設等保全高度化事業負担金では331万1千円の追加となっております。

なお、変更後の事業内容等につきましては、別に配布させていただいております資料2の一般会計補正予算に係る投資的事業のとおりとなっております。

その下の表の、9款、1項、1目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の負担金、補助及び交付金では5,410万3千円の減額ですけれども、13ページをご覧くださいと思います。その負担金の内訳になりますけれども、3款、1項、3目、訓子府消防支署費の事業区分、消防施設運営管理費は、小型動力ポンプ付水槽車の納車が年度内に見込めないことに伴いまして、役務費では、車両更新にかかるリサイクル関連費用の手数料で1万3千円の減、保険料では、任意と自賠責の保険料の3万2千円の減で、合わせまして4万5千円の減。

公課費では、重量税18万円の減です。

3款、2項、3目、訓子府消防団費の事業区分、消防団活動費では、総務省消防庁から「非常勤消防団の報酬等の基準」等関係基準の一部改正に伴いまして、北見地区消防組合消防団条例が令和4年4月1日付けで改正され、旅費・費用弁償に計上の消防団員出動手当を出勤報酬に改正となったため補正するものでございます。報酬は716万8千円の追加で、旅費が同額の716万8千円の減となっております。

3款、3項、3目、訓子府消防施設費の事業区分、消防施設整備事業費の備品購入費では、小型動力ポンプ付き水槽車につきまして5,387万8千円の減でございます。

12ページに戻っていただきまして、10款、4項、1目、こども園費の事業区分、こども園運営事業の備品購入費の事務用備品では、ICTを利用してコロナ禍において感染等により長期間休む園児や保護者の顔を見ながらの相談等を図ることを目的にタブレット端末11台を整備することから43万8千円を追加。

こども園維持管理事業の需用費の修繕料では、こども園のヒートポンプの不凍液配管に不具合が生じたことから24万5千円の追加でございます。

16ページの給与費明細書につきましては、今回の新型コロナワクチン接種事業にかかる会計年度任用職員、職員時間外手当の補正に伴うものでございますのでご覧いただきたいと思います。

次に、4ページに戻っていただき、歳入になります。

まず、一番上の表の12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、事業量の変更に伴い、各道営水利施設等保全高度化事業の分担金、合わせまして295万1千円の追加。

その下の表の2目、農林水産業費負担金につきましては、町外の各市町が負担する面事

業の変更によりまして、合わせて39万8千円の追加となっております。

一番下の表の、14款、1項、1目、民生費国庫負担金では、子育て支援事業の広域入所の施設型給付費にかかる国庫負担金で75万1千円の追加。

次のページの、14款、1項、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金では、4回目のワクチン接種に伴い、予診や接種にかかる費用に対する補助で194万4千円を計上。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金では、戸籍事務へのマイナンバー制度導入経費に対する補助として、社会保障・税番号制度システム整備補助金の交付決定により612万3千円を追加。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、町独自のコロナ対策事業の財源として369万6千円の追加、合わせまして981万9千円の追加。

3目、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、ワクチン4回目接種に対する補助ですけれども、接種会場の運営に対する経費などに対しまして1,874万6千円の追加。

一番下の表の、15款、1項、1目、民生費道負担金では、子育て支援事業の広域入所の施設型給付費にかかる道負担金で37万5千円の追加。

次のページの、上の表、15款、2項、4目、農林水産業費道補助金では、北海道水利施設等保全高度化事業補助金461万円の追加、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金で188万6千円の追加、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金1,100万円を計上、合わせまして1,749万6千円の追加です。

その下の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整としまして1,557万8千円の追加。

その下の表の21款、1項、2目、農林水産業債では、農業基盤整備の事業費の増に伴い起債対象限度額が増になったことに伴いまして140万円の追加。

4目、消防債では、小型動力ポンプ付水槽車の納車が年度内に見込めないことに伴いまして5,200万円の減。

最後に、別に配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧くださいと思いますけれども、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように38億2,296万9千円となっております。

資料2につきましては、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い、内容が変更となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ます。

以上、説明不足につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第33号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書17ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第33号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、令和6年度からの第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、保健福祉施策・介護保険サービス等を検討する上での基礎資料とするためのアンケート調査および策定委員会の開催にかかる経費と令和3年度介護給付費および地域支援事業費の確定に伴い、関係します経費等を補正するものでございます。

令和4年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように2,121万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,071万1千円とするものでございます。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、18ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては、19ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、19ページの歳入から説明いたします。

6款、2項、1目、一般会計繰入金の4節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、第9期介護保険事業計画策定委員会の開催経費とアンケート調査にかかる経費としまして44万2千円を追加するものでございます。

7款、1項、1目、繰越金のうち1節、支払基金交付金繰越金144万5千円は、令和3年度の介護給付費等に要する費用に充てる支払基金交付金として交付されたもので、事業費の確定により支払基金への返還金分として繰り越しするものでございます。

同じく、2節、その他繰越金は、令和3年度の国、道からの介護給付費負担金で、事業費の確定により、国、道への返還金分と令和3年度におけます剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるため、合わせて1,932万4千円を繰り越しするものでございます。

続きまして、20ページの歳出になります。

1款、5項、1目の計画策定委員会費につきましては、令和6年度からの第9期介護保険事業計画策定のための経費としまして、策定委員の報酬2万7千円、封筒およびアンケート用紙等の消耗品費3万8千円、アンケート調査等の郵送料としまして通信運搬費37万7千円を計上するものでございます。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金825万7千円につきましては、令和3年度におけます剰余金を基金に積み立てるものでございます。

資料1の方をご覧いただきたいと思います。資料1、基金の保有状況（見込）でございますけれども、表の下から2段目、介護給付費準備基金の令和4年度末の保有見込額は1,868万6千円となる見込みでございます。

20ページに戻りまして、6款、1項、2目、償還金につきましては、歳入で説明しました令和3年度分として交付されました支払基金交付金と国庫支出金および道支出金の額確定により、国庫支出金等返還金としまして1,251万2千円を追加するものでございます。

21ページの給与費明細書につきましては、今回の介護保険事業計画策定委員会の委員報酬の補正に伴うものですので、ご覧いただきたいと思います。

以上、令和4年度介護保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第32号、議案第33号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第5、議案第34号、日程第6、議案第35号、日程第7、議案第36号、日程第8、議案第37号、日程第9、議案第38号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第34号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書22ページです。

町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 議案書22ページをお開き願います。

議案第34号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の改正につきましては、沖縄振興特別措置法という法律の改正に伴い、引用する租税特別措置法および租税特別措置法施行令の条項ズレの改正があったためのもので、条例の内容自体に直接的な影響はございません。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第13号）の一部を次のように改正する。

条例の改正ですけれども、右側23ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条第1項中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めるものでございます。

22ページに戻っていただいて、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第34号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第35号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書24ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案第35号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書24ページをお開きください。

議案第35号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更につきましては、すべて上川中部福祉事務組合が加盟することによる変更でございます。

記以下について説明をさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1、ここでは組合を組織する地方公共団体を定めておりますが、上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2、ここでは共同処理する事務ごとでの団体を定めておりますけれども、これの9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

附則をご覧ください。

この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものを規定しております。

以上、議案第35号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） それでは、議案第36号の提案理由を説明させていただきますので、25ページをお開きください。

議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）、ここでは構成している一部事務組合と広域連合を定めていますが、この表の上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

附則でございます。

この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第36号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書26ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案第37号の提案理由の説明をさせていただきますので議案書26ページをお開きください。

議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1、ここでは構成している団体を定めておりますけども、この表の最後に「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

附則でございます。

この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、議案第37号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第38号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案第38号の提案説明を申し上げます。議案書27ページをお開きください。

議案第38号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、工事名は、農業集落排水施設機器更新工事であります。

契約の相手方につきましては、三つの経常建設共同企業体による指名競争入札の結果、天内・久島経常建設共同企業体、代表者 天内工業株式会社 代表取締役 伊藤 嘉高氏で、契約金額は5,885万円でございます。

なお、予定価格につきましては5,993万9千円でございました。

概要につきましては、穂波にあります訓子府町農業集落排水管理センターの農業集落排水施設の機器更新工事でございます。

内訳としまして、機械設備一式、電気設備一式となっております。

工期につきましては、令和5年3月10日までとしております。

以上、議案第38号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号の各案に対する提案理由の説明が終了しました。

ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

先ほど、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第11、報告第4号、日程第12、報告第5号、日程第13、報告第6号、日程第14、報告第7号、日程第15、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、報告第4号、日程第12、報告第5号、日程第13、報告第6号、日程第14、報告第7号、日程第15、議員の派遣についてを先に審議することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（須河 徹君） 日程第11、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について（令和3年度訓子府町一般会計予算）を議題といたします。議案書28ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書28ページになります。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

令和3年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、29ページをご覧くださいと思います。

今回、繰り越した事業は、令和3年度補正予算により追加された事業であり、繰り越した総額が5,738万円となっております。

それぞれの事業の内訳につきましては、既に予算の中で説明をさせていただいておりますが、あらためてその概要を簡単に説明させていただきます。

2款、3項、1目、戸籍住民登録費の住民基本台帳システム改修事業は、デジタル社会形成整備法の成立に伴う転入地への転出届に関する事前通知開始に対応するため、住民基本台帳システムの改修費用として173万5千円を。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、対象

世帯に10万円を給付する事業ですけれども、その給付金および通信運搬費などの経費として3,129万円を。

3款、2項、1目、児童福祉総務費の子育て世帯臨時特別給付金事業は、対象者ひとりにつき10万円を給付する事業ですが、その給付金および通信運搬費などの経費として100万6千円を。

4款、1項、2目、予防費の新型コロナワクチン接種事業は、ワクチン接種業務、予約受付業務などの委託料および通信運搬費などの経費として2,064万9千円を。

10款、2項、1目、学校管理費の学校保健特別対策事業は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、二酸化炭素濃度測定器、パルスオキシメーター、消毒液、サーマルカメラ等を購入するため180万円を。

10款、3項、1目、学校管理費の学校保健特別対策事業も、新型コロナウイルス感染症対策としまして、二酸化炭素濃度測定器、パルスオキシメーター、消毒液、サーマルカメラ等の購入ならびに手洗い場自動センサーを4か所設置することから90万円をそれぞれ繰り越したものでございます。

以上、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について、報告をさせていただきました。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第5号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第12、報告第5号 令和3年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況についてを議題といたします。議案書30ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第5号について、報告いたします。議案書30ページをお開きください。

報告第5号 令和3年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例（平成20年条例第8号）第10条の規定により、令和3年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の31ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

1の報告の対象となる期間は、令和3年4月1日から本年3月31日まで、令和3年度中の1年間でございます。

2の寄付の状況についてですけれども、（1）では、事業別寄付状況、（2）では、寄付者の居住地別寄付件数を掲載しております。

（1）の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりですけれども、寄付件数の合計では、対前年度約43%の増の3,934件となっており、寄付金額は約33%増の4,417万6千円のご寄付がございました。



(2)の地域別寄付件数につきましては、約95%が北海道以外からのもので、そのうち約71%が関東甲信越、関西圏からのものとなっております。

次に、3の基金の状況についてでございますけれども、年度当初の基金保有額が9,859万9千円、積立額は3年度中の寄付金額と利子分2千円を加えまして4,417万8千円、年度中に取り崩した額が2,200万円、これにより年度末保有額は1億2,077万7千円、前年度より2,217万8千円の増となっております。

4の基金の活用(取崩)状況ですけれども、寄付者の意向に沿って、3年度中の寄付金と過年度分とを合わせまして、2,200万円を令和3年度実施の記載の事業財源として活用させていただいております。

以上、報告第5号 令和3年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告させていただきました。

なお、この報告内容につきましては、町のホームページにも掲載させていただいております。

以上です。

○議長(須河 徹君) 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第6号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第13、報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。議案書32ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長(石岡宏造君) それでは、ご報告申し上げます。議案書の32ページをお開き願います。

報告第6号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

令和4年6月7日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

#### 令和3年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、令和3年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

#### 記

#### 別 冊

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書であります。事前に議員ならびに説明員の皆さまに配布させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(須河 徹君) 以上で、本報告を終わります。

#### ◎報告第7号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第14、報告第7号 出納検査結果報告についてを議

題といたします。議案書 33 ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 議案書の 33 ページをお開きください。

報告第 7 号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和 4 年 6 月 7 日提出

訓子府町議会議長 須 河 徹

#### 出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、令和 4 年 4 月 11 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和 4 年 4 月 11 日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの 34 ページから 36 ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、37 ページをお開き願います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、令和 4 年 5 月 10 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和 4 年 5 月 10 日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の 38 ページから 42 ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきまして、43 ページをお開き願います。

本日追加で配布させていただきました 6 月分の出納検査結果報告であります。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項による例月出納検査を、令和 4 年 6 月 6 日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和 4 年 6 月 6 日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの 44 ページから 46 ページにつきましても、前の 2 件と同様、説明を省略

させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（須河 徹君） 次に、日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

午前中の日程は、全部終了しました。午後から一般質問の実施を町民の皆さんに周知しているため、ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から一般質問がございますので、ご参集願います。

休憩 午前10時53分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第10、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。通告書に従いまして一般質問をいたします。

パークゴルフ場の維持管理についてということで教育長にお尋ねいたします。

4月末より利用の始まったパークゴルフ場ですが、オープンから約1か月、現状の劣悪さに驚きを隠せません。

芝は黄色く焼け、小さな樹木は枯れ、グリーンらしくない芝、さらに多数の穴ぼこ。

町営の使用料を取っている施設として、その管理に疑問を感じるものです。パークゴルフ場の維持管理の現状と今後についてお尋ねいたします。

一つ、パークゴルフ場の現状について、どのように思われますか。

二つ、芝や樹木の整備の体制はどのようになっていますか。

三つ、今後の対策は。

以上、お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「パークゴルフ場の維持管理について」3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

訓子府町のパークゴルフ場は訓子府大橋の上流の常呂川の河川敷地に、平成3、4年にA・Bコース、平成5年にC・Dコース、平成11年にE・Fコースが開設し、あわせて6コース54ホールを有しており、開設以来30年を経過し、この間、町内外の多くのパークゴルフ愛好者に利用されています。

1点目の「パークゴルフ場の現状についてどのように思いますか」のお尋ねがございました。

本町のパークゴルフ場は河川敷地にあることから、表土層が薄く、下層土は砂利層で透水性が良く保水性がない条件下の中でのコースであります。

また、本町の芝は寒冷地型で高温に弱く、高温少雨が続くと芝が乾燥しやすい特徴があります。

今春のパークゴルフ場の現状であります。ここ数年の異常気象、とりわけ昨年来の高温少雨によりまして芝生に大きな影響があり、全体的に芝そのものに元気がなく、芝が生えていない欠損箇所が多くみられ、芝の乾燥などが原因とみられる雑草が繁茂し、冬枯れなどの症状も出ている芝生もあります。

特に、取水箇所からの距離が長く、ポンプの水圧が足りなくて散水できないE・Fコースの西側のエリアでは、芝枯れのほかに起伏のあるコースのため春先に低地に水がたまり枯死するなど、気象条件と自然条件が重なり芝の欠損箇所が多く認められる状況となっております。

芝生管理の専門業者によりますと、本町での芝枯れ等の原因については、他市町村の河川敷地内のパークゴルフ場と同様に、まずは第一に水不足、芝の経年劣化による芝の過密と、土壌の栄養不足などが考えられるとされています。また、河川敷地に開設している他市町村のパークゴルフ場におきましても、同様の現状が出ており、対策に苦慮していると伺っております。

次に、2点目の「芝や樹木の整備の体制はどのようになっていますか」とのお尋ねがございました。

本町のパークゴルフ場につきましては、コース内の芝刈り・清掃・除草や樹木の枝拾いや低木の剪定など通常の管理は高齢者勤労センターに維持管理業務を委託しており、パークゴルフ協会にはグリーンのカップ切、バンカーの清掃、利用者への助言や指導などを行っていただき、日常的には教育委員会担当職員の見回りや補修作業、肥料や目土の散布などを実施しております。

また、天気の状態や芝生の状態に応じた散水作業は教育委員会職員と高齢者勤労センターから派遣された職員で実施しているところでございます。

このように、教育委員会と高齢者勤労センターやパークゴルフ協会と連携・協力しながら適正な維持管理に努めているところでございます。

3点目の「今後の対策」についてのお尋ねがございました。

1点目でお答えしたとおり、現在のパークゴルフ場芝生の状況は、ここ数年の異常気象、とりわけ昨年来の高温少雨によりまして芝生に大きな影響があり、全体的に芝そのものに

元気がなく、芝が生えていない欠損箇所が多くみられております。このことから芝生管理の専門業者に芝生対策や管理について相談し、今後の対策の助言に基づきながら、天気の状態や芝生の状態に応じた散水作業、枯死した欠損箇所などへの種まきや張芝作業を実施し、管理委託先である高齢者勤労センターと連携を図り、パークゴルフ協会のご協力もいただき、芝生の回復状況を見極め、さまざまな対策を取り組みながら利用者にとって安全で快適な環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） パークゴルフ場の現状をどう考えるかということについては、私も今年のはじめて、この質問書を作ったころですね、要するに5月の末ごろにはじめてパークゴルフをやりに行った訳なんですけども、最近は何のせいであんまりできないんで、あんまり行ってなかったんですけども、去年のシーズンが終わる最後のころに一度やりまして、「ああ、これまたひどい状態だな」というのは、そのころもちょうど秋枯れといえますか、非常に黄色い状態が多くて、大変な状態だなと思って見てたんですけども、冬越しちょっと忘れちゃったんですけども、また春、今回、ひと月たった5月の末に行った時にちょうどこの雨が降る前でしたので、本当に一番ひどい状態だったんだなということを感じました。この現状というの、どうなんですか、教育委員会といいますか教育長の方にはどのような経過の中で現状報告というの、上がってくるものなののでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私自身も4月29日にオープンしたんですけど、パークゴルフ場が。その前にも状況は見ながら、その経過を順次、担当職員の方がコースを見守りながら、その辺のこの報告は上がっている状況でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私もね、車で、あそこは堤防あんまり通ることはないんですけども、車で今年はパークゴルフ場どうかなと思って、車で走るとまあまあなのかなとかって思いながらいる時も多いんですよ、これね、下に降りてプレーをすると本当によく分かるんですよ、やっぱりね、目の前ですからね、非常に全体的に見ると、ああ緑に見えても本当に先ほどのお答えの中にもありますけども、芝のない所とか、要するに私は穴があいてひどいなという感じで見るとですけども、そういうようなことがプレーをすることによって見えるんですよ、ですから管理の方々が芝を刈る人は芝を刈るで、機械に乗って歩きますから分かるのかなと。芝の状態が分かるのかな。ただ、穴があいていても、それがプレーをする人にどのぐらいの影響があって、どれぐらいの感覚でそれに対して感じているのか、ちょっと分かんないとかじゃないのかなという気持ちを持っています。なんせ今年のはひどいですね。それで、この雨が降りましたんで、私は今朝もひと通りぐるっと見てきましたけど、雨の降る前に比べたら、かなり緑になってきました。確かに、芝自体がね。なってきましたけども、やはり下で歩いてみると、もう本当にひどい箇所がたくさんあるなということを現状として捉えています。

もう一つ現状分かっているなら教えてほしいんですけども、私、一番気になったのは、一番でもないですけど、芝が悪いのは分かるんですけど、ティーグラウンドっていうんで

すか、最初に打つとこの台の周りってというのは、非常に芝がないところが多いんですよね、あればなぜあんな風になっているのかは、お分かりですか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 今、いわゆるスタート台の周囲の芝の状態ということでの質問でございました。昨年来の雨不足と高温によりまして、芝全体が傷んでいる、元気がないという状況にはなっております。その中で昨年夏、また今シーズンも5月の末に散水ポンプが更新されましたので、そこから連日、水まきに努めているところですが、それにつきましては、やはりプレーの中心となるグリーンとあとそのプレーのコースといたしますかね、そこを主力で散水、または目土等のメンテをしています。ですので、今、差し当たりプレーに影響する部分ということで優先して作業の方を進めさせていただいております。ですので、いわゆるスタート台の部分につきましては、今現在そこまで手が及んでいないといたしますか、ちょっと後回しになっているというのが現状でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、課長の返答はちょっと現状の認識不足じゃないかなと思いますね。まず、水をまいたからとか水をまかないからとかっていうよりも、それは全体的な話の中であって、全体的に芝が黄色くなった時は黄色くなるんですよね。そうじゃなくて、今言ったスタート台の回りは芝がないんです。現状として。それはなぜかという、そこに私が見た訳じゃないんで、聞いた話とすれば、そこに生える雑草というか、スタート台の回りというのは芝刈り機がなかなか行きにくいと。きれいに刈れないと。芝刈り機で刈れないから雑草が生えた部分に関しては薬をまいていて。要するに生えても芝刈りがいらないように除草薬をまくんで、そこがだんだん広がっていくんですね。最初はスタート台の回りだけまいているんですけども、それがだんだん薬なんで広がって行って、芝のない場所が広がってくるというのが現実でないかと私は思っています。それが現実として把握してほしいんですけども。パークゴルフ場で何を求めるのかと。来た人は。数人で行って数字を競ってパークゴルフで勝負をするのも楽しいことですが、やはりあそこのゴルフやる人もそうじゃないかと思えますけども、パークゴルフをやる人もパークゴルフをやりながら、その環境を楽しむんですよね、やはり。グリーンがあって、きれいなグリーンがあって、球を打つ喜びというんですかね。要するに環境がいいとこでやるのが非常に自分にとって、やる人にとって、あぁいいパークゴルフ場だなと。パークゴルフやりに来た甲斐があったな。そういう人が多いんですよ。勝負に勝ったから今日はよかったなという人もいますけども、それ以上にやはり、あの環境を楽しむ人っていうのは多いんだと思います。だからそういう人にとって、今の訓子府町のパークゴルフ場というのは、それに耐えられるような施設じゃないんじゃないかというふうに私は思うんですけども、課長の目から見ていかがですか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） プレーを楽しむだけではなくて、その環境も楽しむということでの議員からのご指摘、ご質問でしたけども、今現在ですね、この芝の状態を何とか回復、改善に向けてですね、取り組んでいることがございます。特にE・Fコースの部分でいきますと、冬枯れによる、いわゆる枯死と言うんですか、死んでしまったという、芝が死んでいる部分がございます。そこにつきましては、一つは芝を張る張芝、一つは種

をまいて目土をするということの方法で対応しております。また、特にプレー中での影響があるグリーンの回りにつきましては、ひどいところの部分です、一部分、少しずつですが、張芝での対応を今取り組んでいるところです。これによってすべて芝が回復ということにはなりません、では一体今シーズンにどのような対策をとって回復に向けていけるのかという部分で今は試験的にですけれども取り組んでいる状況です。ですので、愛好者の皆さんにおかれましては、従来の、今までの芝のいい状態だったころと比べて、何て言うんでしょう、満足いただけない部分もひよっとしたらあるかもしれませんが、何とか芝の回復に向けて職員一同努力しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今、努力しているというお話ですけれども、パークゴルフ場もできて30年ということで、最初のA・Bができてからそれぐらいたつということで、私も30年前からパークゴルフはやってますけれども、そのころ本当にA・Bができたころは、A・BでもBの橋のたもとまで、大橋のたもまでのグリーンというのは最高でしたよね。パークゴルフをやって、あそこの部分に行くと本当に気持ちいいんですよ。もう歩いていてもふわふわしてて、芝がしっかりして、下の土も柔らかい、非常に最高の、もうですから、そのころ、訓子府のパークゴルフ場行ったら本当にやってて気持ちがいいんだよと。そういう時代がずっと続いてました。それでC・Dができて、C・DはA・Bに比べると本当に土壌の関係が悪くて水はけが、逆に言うと水はけが良すぎてということもあったんで、多少のあれありましたけれども、やはり最初は良かったですよ。それが年々、年々悪くなってきているのが確かなんですよ。年々、年々悪くなってきているというのははっきりしているんですけども、それに対する対応が年々、年々追いついていってないのも確かなんです今まで。その最終的な形が今年の状態じゃないか。ですから最悪、今年の状態のために去年の、先ほど私も言いましたけれども、シーズンが終わるころに行った時には本当に悪い状態でした。じゃその時に今年に向かってどういう対処をしたのか、今、課長が言ったのは、今年これから今、最悪なんで、これから目土です張芝ですというようなお話もしましたけれども、やはり去年の終わるころの悪い時に何をしたのかなど。その時にどういふうに考えて次年度、今年に対して向かってきたのか、何かありましたらお知らせください。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、スタート台の話もありまして、私自身もそういう状況下ということ把握してございませんでした。その中でそういう状況の維持管理ということをもまたちょっと内部的というか高齢者勤労センターも含めて、そこら辺の対処をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、現状に、それに耐えられる状況なのかというお話もあったところでございます。そこで前段私も申し上げたように、うちのパークゴルフ場というのは、平成3、4年にA・Bコースが開設して以来、11年にE・Fコースが開設して今の形になっているんですけど、その中で芝生が最初まいた時と今、余湖議員がおっしゃるように状況というのは変化してきている状態というのは私も認識しているところで、やはり芝自体が、この気象や維持管理の状況によって、当初まいた芝の種類と違う芝が現状的には繁茂してきているのが現状で、そこでプレーヤーとして開設当初の芝の状態と今の状態の感じ方がまさしく違う

んではないかというふうに感じているところでございます。そのような中で全体的な今の状況をみた中で何がやっぱりこう直接的な原因かと申し上げますと、やはり私はここ数年の異常気象によって、前段お話したように、このコースがやはり砂利層が多いことと表層土が薄いという状況の中で保水力がなくて、その中で雨が少ない状況の中で芝を相当痛めているのが今の状況だということで、その中でも散水作業をしながら、限られた水量の中でそれぞれのコースの中でやっている状況の中が今の状況というところで、その中で高齢者勤労センターなりパークゴルフ協会とも連携を図りながら、その辺のこの状況を今やっているというところでご理解いただきたいということと今、お話があった昨年のとこから今年度に向けてというところで通年やっています芝はエアレーションなり空気を送り込んで芝を強くしたりとか目土をしないと芝の活性化がおきませんので、それら辺を含めて、定期的というかローテーションを組みながらコースをやっているという現状で、昨年もその辺の秋については、そのコースにつけて目土なりエアレーションの作業を実施して、今春に備えたというのが現状でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今回の返答の最後で去年もやったんだよということで返答ありましたが、それが今回、今年の春、こんだけひどい状態になったのは、例年並みのいろんな処理はしたけども、やはり5月の雨不足といいますか、雨がなくて、暑くて、そのせいにこうなったというのかなということを思いますけども、やはりそこら辺に対してもうちよっとお聞きしたいんですけども、先ほどポンプがどうのこうのとかという話もありましたけども、河川敷ですから、水の話は現状どういう感じで、どういうシステムの中でどういうふうにまいていらっしゃるんですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 取水箇所としては、A・B・C・Dコースの中間地点に水源がありまして、そこからポンプでくみ上げて、水圧とか長さにもよりますけど、A・Bコース、C・Dコースまではなんとか散水できる状況であります。ただしE・Fコースについては距離も長くて水圧の関係からまけない状況なんで、軽トラックなどに積んで、特にグリーン周りに散水しているというのがうちの維持管理の状況でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） やっぱり水が命ですよ、水が命なんで、どれぐらいの、状況を見た中で水をまいているのか、定期的にまいているのか、今言ったようにA・B・C・Dに関してはポンプが届くということなんで、そこら辺はどうなっているんでしょうか。私はよくモイワの横を毎日のように通るもんですから、それを見てると水の状況は違うんでしょうけども、本当に暑いときは毎日のようにまいていますね朝の段階で。訓子府のまき方というのはどういう状態なのか。水はA・Bとあそこの水を、あそこにポンプをつけてあれするっていうことは、自由に結構、時間さえあればまけるような状態になっているのか、それに対する制約があるのか、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 今、散水の頻度、回数ということのご質問でした。散水につきましてはですね、暑い時期、または涼しい時期もございますが、今現在は主に夕方時間帯、そして時期によっては早朝、朝というふうには、なるべく日中そのものというよ



りも、朝と夕方を中心にですね、散水の時間をとっております。

また、特にこれから先、暑くなってきますと、夕方でも暑いという状況にもなりますので、またそれをさらに時間を変更しながら散水の作業を行っているところです。これはいわゆる雨の状況、天気の状態をみながら担当の職員、また高齢者勤労センターと連携した中で散水作業を行っているということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） じゃあ逆に言うと、やる機会さえあれば、マシンじゃないですよ、やる頻度に関して聞きたいんですけども、それをやろうと思えば、水をまこうと思えば、いつでも自由にまけるという、水に関しては、そういう判断でいいんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 水源自体に限りがあるんで、水量というんですかね、やっぱり渇水期なり、なんかといった時にはすぐにはまけない状況だったりするので、その辺のところは水量が十分にあるかと言われれば、そこは今のうちの取水箇所としてはないということでございます。また、ちなみに、ホースをつないでスプリンクラーを移動しながらやる訳ですけど、大体、先ほど課長答弁したように朝方とか夕方にやるんですけど、日中まくとレンズ現象で逆に芝が焼けてしまうという状況なんで、限られた時間になるということ言えば、大体コースのA・B・C・Dあって、4分の1ぐらいが大体1日にまける量ぐらいなんで、そこは1周すると4日間なり5日間かかるというような状況です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 最速というか一番まいても4日に1回まかざるぐらいだと。そういうのが現状だと。4日に1回まいてくれればすごく良いんじゃないかと思うんですけどね。たくさんまけば。

またもう一つ、現状としてお聞きします。各コースの中に、訓子府は河川敷なんで丸太と小さな樹木の障害物を置いているというのがありますね。それとA・Bの真ん中の川の縁にも小さな松とか植えているんですけども、ツツジとかね。あれが非常に枯れているのがあるんですよ。現状として、コースのC・Dの方の中でも、最初は5本ぐらい並んでたツツジがもう2本ぐらいしかないとかね。そこにある松があるんだけど、触るとフニャフニャして根腐れでもう枯れてきていると。そういうのが結構たくさん見られるんですよ。あれについては、分かっているなら、どのような原因か、分かっているなら教えてください。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 今、コース内の低木の樹木のことでのご質問でした。現在、A・B・C・D、またE・Fにですね、コースの中に、いわゆる低い樹木、低木を植栽しているという部分がございます。今、議員ご指摘の部分のことではいきますとA・Bコースのところの中で、従来、植栽で木が植わさっていた部分が何本か枯れている。また枯れたために抜かれているということでございます。現在ですね、この樹木の管理につきましても高齢者勤労センターの委託業務の中で剪定、また落ちた枝木などを拾ったりとか、そういうことでの管理をしていただいています。ただ、当初A・Bコースが開設された際に植栽されたものにつきまして、一部、木が傷んで死んでしまったというところもございます。このことにつきましては、一番のネックというのがプレーへの影響という部分でござ

ざいます。ですので、今プレーに支障がないように、ネットでの防御といいますか、そういったことを施しながら影響のない中でプレーを楽しんでいただくということでやっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） なぜ、枯れてしまうのかという話もあるんですよね。木ですから、水をやって、芝とは違いますからね木はね。やっぱりそれも一つ私が聞いた話では除草剤の関係でないかと言うんですよね。ですからコースの中じゃないところに関しては結構除草剤を使ってやっているところがある。確かにコンクリのところとかはね、やってきれいにしなきゃいけない場面もあるんじゃないかと思うんですけれども、そういうのがやはりそういう木に影響するような除草剤の現状があるんじゃないかということも言われてますので、そこら辺もちょっと考えてほしいなと思います。それで今、返答の中でプレーへの影響というか、ことも考えた中で樹木とかネットの整備をしているということが現状だという話ですけども、私は先ほども言いましたようにパークゴルフ場はパークゴルフをやって楽しむんですけども、やはりその環境の良さにやすらぎとか楽しみとかを求めているというか、それを与えられるのがグリーンであれ、芝の良さであれ、そういう障害物の配置であれ、木の樹木の剪定であれ、そういうものがトータルした中でいいパークゴルフ場だなと言われる現状があるんじゃないかと思います。ですから今の訓子府のパークゴルフ場では、せっかく障害物というか、障害物として置いたのか、景観として置いたのか、そういう小さな樹木とか、それもさっき課長が言ったように、枯れたから抜いてしまう。抜いてしまっただ後はどうするんだ。やはり最初作った時の景観と変わってくることですよね。ですから小さな木であれ、枯れてきたら替えていく、枯れて抜いたらまた替わりをするとかっていうね配慮がやはり必要じゃないかと私は思うんですよね。ですからパークゴルフ場に関して本当にパークゴルフを楽しむってことは、スポーツを楽しむってことにもなるし、健康上もあるけども、本当にあそこに行って心が安らぐんだよというようなね、そういう必要性の中でパークゴルフ場の整備っていうのは非常に大事なことなんですよ。私も今まで現状について、どこまで把握されているのかなということでお聞きしましたけども、やはりもう少しプレーする人の気持ちとして、どういうことを感じているのかを感じながら、考えながら整備については考えてほしいかなということを考えます。それで現状はいいんですけれども、現状はそういうことじゃないかと思うんで、芝や樹木の整備の体制はということでお聞きしました。芝刈りは高齢者のセンターに頼んでいる。グリーン周りというかホールとかの設定はパークゴルフ協会。それで全体的な見回りといいますか、水をまいたりとかそういうのはスポーツセンターの職員がやっているというような、3者がやっているというような返答だったと思いますけども、これはあれなんですかね、3者というのは、一緒になって全体的な管理・運営に対する話し合いの場とか意見交換とかというのはやっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段、樹木のお話があったんですけど、私の方からお答えさせていただきますけど、私自身も見て枯れている木もあるなというふうに感じているところでありまして、その中で、余湖さんが言ったように除草剤を使っているのかどう

かというところまでは、ちょっと把握してないんで、管理としての適正というところも含めて、ちょっと内部的と高齢者勤労センターとも協議してまいりたいというふうに思っております。それと再三、余湖議員の方からパークゴルフをやる上では景観を重視しながらプレーを楽しむのではないかというふうに、私自身もそう思いますし、プレーヤーとしては、仲間、3人なり4人、時には1人の方もおられますけど、たいていは仲間とともにプレーを楽しんでコミュニケーションをとりながら、いろんなことを話してプレーしていくということが、このパークゴルフの一つの自然環境の中でということであるというふうに思っていますので、それらの環境を維持していくために私たちもこの維持管理には努めなきゃならないというふうに思っているところであります。その中で樹木の配置でコースをつくったときに配置しながら、私どものパークゴルフ場は河川敷地にあるということで平坦ですので、そういった意味では、単調にならない難易度を上げるとか戦略的だとか楽しむという意味も含めて樹木等については景観だけではなく、そういうプレーを楽しむための位置付けというふうに私自身は思っていますし、それらがなくなっていくということはプレーが楽しめなくなるということにもつながりますので、そういうところが環境が失っていかないように樹木等に管理していきたいというふうに思っているところでございます。また、特にパークゴルフ協会なり高齢者勤労センターとそれぞれの役割を持ちながら維持管理している訳ですけど、その協議については、集まって春先とかそういうところでは協議しながらやっていますし、今もそういういろんな支障がある時は3者が集まりながら、その辺のとこの意見を交わしながら維持管理に努めているところでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私も今回これを質問するにあたって、やはり私なんかは全然行っていない方なんで、いつも行っている協会の方とか、なんとか会、かんとか会の方にお話をお聞きしているんですけども、やはりそれぞれが思うところがあるみたいで、いろんな意見が出ますけども、一番はやっぱり芝なんですよね、芝がひどすぎると。それはそうなんですけども、ただ、今、教育長が3者の協議というのが行われているというお話もあったんですけども、どうもあまりそこら辺がうまくいっていないんじゃないかなと聞いた話によりますとね。そこも大事じゃないかなと思いますね。ということはですね、芝を刈る人は刈る。芝を刈っちゃいますね。プレーする人はグリーンはこういう感じだったらいいな。ラフはこんな感じでいってほしいな。真ん中のコースのそこはこれぐらいに刈ってほしいな。そういう思惑もあるんですよね。ですから、水にしてもそうじゃないかと思えますね。やっている方々がどういうふうに、もっと水まいてくれやと。そういう思いが持ちながら日々、訓子府のパークゴルフ場というのは、地元の方というのは、ほとんど毎日行くんですよね。毎日午前中は本当に毎日行く人が何十人かいて、今よそから来る人が、コースの状態がこうだからっていう訳じゃないでしょうが、コロナだからという訳でもないと思えますけども、本当に訓子府のパークゴルフ場は来る人が少なくなりました。よそから来てくれる人が。この原因はやはり他のコースがきれいだからってのもありますが、やはり訓子府の状態が悪すぎるというのが原因じゃないかというのが日頃使っている人のお話ですけども、そんな中でやはり3者の協議をもっと綿密な中でやって運営していくような体制がなければ駄目じゃないかと思えます。芝の刈り方一つにしても、やはりパークゴルフをやっている方というのは、いろんな会場を見ながら、これじゃ駄目だ、こういうふう

にしてほしいんだというものがあるんですけども、刈る人は、ここんとことはこうやって刈っておけばいいだろうと。思っているかどうかは知りませんよ。ただ、現実的にはやる人の好みに合っていない刈り方というのが訓子府にはあるんだと。そこら辺のことを考えますと3者の協議とともに、草を刈る人はいつも高齢者の方が、決まった方が刈ってらっしゃるのかと思いますけども、少し勉強してもらおうとかと、そういう機会を教育委員会として与えてやる必要があるんじゃないかと思うんですよね。本当に素人が、素人がと言っただけでは叱られるのかもしれませんが、あまりそれに適した刈り方のやっっていないところがあるんだとすれば、それに適した刈り方ができるような講習を受けてくるとか、どっか良いところ行ってきちんと1回勉強してきてもらおうとか、そういうような必要性を感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かにプレーヤーの気持ちの部分と管理する側、あと教育委員会ということでは、それぞれが3者の中でそれぞれの立場、管理をする中でやっている部分ではないかのご質問でございますけど、まず、例えば、プレーヤーもいろいろな気持ちがありまして、例えば、芝が長いと球の転がりが悪いからもっと芝を短くしてくれという方もおられるし、多種多様の中で、その中で適正な芝の状態というのをどうするかというところを見極めながらやっていかなきゃなんないというふうに思ってますし、特に芝刈りの部分で言いますと高齢者の中で、今まで経験してきたものを専門な方がおられる訳ではないから、それらを継承しながら、高齢者勤労センターにしても、なかなか人材がないという現状の中でありまして、それらを何とか今、軽症しながらやっているというところでもありますので、より一層、プレーヤーの代表であるパークゴルフ協会や高齢者勤労センター、さらに教育委員会も情報を共有しながら、これかもやっていきたいと思っておりますし、余湖議員からご意見のありました、そういうところの専門業者からのアドバイスを受けながら、そういうノウハウも含めた講習会などの参加についても今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 今の話はね、非常に大事な話だと思うんですよ。やっぱり芝を刈る人がパークゴルフ場の芝どうやって刈ったらいいか、やっぱり分かってくれないと困りますよね。私も分かんないですよ本当のこと言うと。分かんないですけど、やっておる人に言わすと、グリーンの回りはこうやって刈らなきゃいけないんだと。ラフの近くはこういうふうにしなきゃいけないんだと。向きはこうでなきゃいけないんだ。これは常識だと。そういうことのやはり今やっている方が、それは自分たちの普通の草刈り、芝刈りだと思ってる方もいるんだと思うんですけども、やはり知識が足りないんだと思うんですよ。そこんところはね、やっぱり3者がやはり協議すれば、そういう議題をもって取り組めば、意見が出て、それを取り上げて、一緒に話せば理解し合えるのか、それを中に入れて教育委員会がそれをうまく伝えてくれるのか、それはどういう方法があるにしろ、やはりそこら辺のこの取り組みというのは非常に必要じゃないかと思っております。ですから、これは勤労者センターで芝刈ってくれる方にやはり特別な計らいをしてでもいいからちょっと勉強してきてくれと。近くにいいパークゴルフ場たくさんありますし、そういう見る機会というのはたくさんあるんで、やはりそこは教育委員会が中心になって、どういう形な

のか、仕事として行ってもらおうとかね、そういうような対応を取ってでも、やはりそこら辺をきちんとしないことには良いパークゴルフ場にはならないんでないかなと一つ思いますんで、そのことについて、ぜひとも検討していただきたいんですけどいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 高齢者勤労センターも開設以来、うちのパークゴルフ場の管理をやられていて、人は変わりましたが、それらの経験だとか作業内容とかを継承しながら今もやっているというところで、そういった意味では、うちのパークゴルフ場を一番熟知して状況も分かっている人たちがやられているという状況だと私は思っております。その中で維持管理が、今の状況が悪いのか、私自身は、そのことはあるかもしれませんが、やはり一番の原因は自然環境の中で今この状態になったというのが一番だというふうに思っていますので、それらの例えば自然状況に応じた管理の仕方というところをやはりこれからは得ながら適正な管理をしていかなきゃならないというふうに思ってますし、例えば、雨の状況を予測しながら、雨が降らない時の芝の刈りの長さだったり、散水の仕方だったりとか、その辺も含めた中を三者の中というか、パークゴルフ協会も含めてになるかもしれませんが、それらのとも勉強しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 整備の体制については、いろいろ考えていただきたいと思います。それでなければ、やはり現状はそこら辺がうまくいっていないというのがあると思います。実際にパークゴルフを訓子府でやって、中心になってやっている方々がそういう思いを持ってらっしゃるので、そこら辺のとはぜひとも検討していただきたいと思います。

それでは今後のことになるんですけども、やはり私はもう少し思いきってやってみる。思いきってというか、大した金額じゃないですけども、お金をとってパークゴルフをやらしてもらって施設として、訓子府のパークゴルフ場はありますので、やはりお金に見合ったと言ったら、何もしなくてもいいのかなというぐらい安いですけども、パークゴルフ場はそんなものですけども、やはりもう少し来て300円払って、いいパークゴルフ場に来たなと思えるような施設整備を今後考えるべきじゃないかと思えます。ですから本当にD・Cコースがはげが良すぎて駄目なら、1回がっちり土をもう少し、目土どころじゃない大土入れて少し芝をまいて、きちんとやってみないかとか、だってA・Bにしたって、最初は良かったんですから素晴らしく。それがやはり悪いところが出てくる。土が固くなったりなんだりするというのは、何かの方法があるんじゃないかと思えます。それで特にC・Dについてはもっともっと今は整備しなければ本当にできないんじゃないかと思えます。ですから、今でも訓子府は合わせて6コースありますんで、本当にC・Dをそこまで大きく頑張って補修しようとするれば1か月休む、1か月半休んでもいいんですよ。それでもいいから、やはりきちんとした形でまとまった形でそこを補修する。良くするという気持ちも必要じゃないかと思うんですけども、そういうことについてはいかが思いますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） うちのパークゴルフ場が30年経過して、先ほどお話したように芝の種類も変わってきている状況の中では、それらを全面的にやるということになれば大規模な改修事業が必要というふうに思っております。前段お話したように、うちの河川

敷地にあるパークゴルフ場の条件というのはお話したとおりなんで、それらを改修するためには、そういう例えば表土厚を厚くするだとか散水の水の確保だとか、そういうところも含めた中でやっていかなきゃならないふうに思っておりますけど、何しろいろいろな部分での事業費の問題だったり、その辺のところもかかりますので、それらを今の現状の中でどううちのパークゴルフ場が皆さんに楽しんでもらえるようなパークゴルフ場になるかということは今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） もう決断の時期じゃないでしょうかね。いろいろ今まで考えてきてくれたんじゃないかとは思いますが、今のC・Dコースの現状というのは本当にどこかで決断して思いきった対策をとらなくてはいけないと思います。A・Bコースについては、まだまだ土を柔らかくするとか、芝は結構いいんですから、あとはげた部分をどうにかすればいいのかなというふうに思いますが、やっぱりC・Dコースについては、思いきった対応をとらなくては、やはりうちのメインの場所になるんじゃないかと思えますので、やはり思いきった対策をとって、でも、いろいろお金はかかる場面はあるかもしれませんが、やはりパークゴルフの位置付けがどこにあるのかっていうのは分かりませんが、私もまだパークゴルフが楽しいなと思ってやっていますし、そういう方がたくさんいらっしゃいますし、パークゴルフ場がよければよそからの、一時、訓子府にはたくさんの方からのパークゴルフ場利用者というのは来てましたから、それがコロナの関係と合わせた中でもやはり少なくなってきているのは間違いないですね。今年の4月のオープン以来、5月の実績というのは本当にひどいんじゃないかと思えますけども、やはりそこら辺のことも考えて、それはよそからお客さんを呼ぶだけじゃなくて、町内のパークゴルフ愛好家の方にもやはりそういう良いコースの中で地元でやってもらう必要性というのはあると思いますので、ぜひとも大規模な、どこまで大規模かは分かりませんが、それがどのぐらいかかって、どのぐらいなのかははまだ私は考えてませんが、やはり先ほど教育長も言いましたように、上の土をもう少し厚くしてでも芝のいいものをきちんと合うものを張るとか、そこら辺のことを考える絶対的な時期じゃないかと思うので、予算のことはいろんなことでできるんじゃないかと思えますので、ぜひとも考える前向きなお答えをいただきたいんですけども、いかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） パークゴルフ場が開設以来、うちのパークゴルフ場で、ピークのときは4万数千人あまりの利用者がいたんですけど、平成の終わりぐらいから令和に入りまして、余湖議員おっしゃったようにコロナの影響もありまして、大体1万ちょっとぐらいな人数でここ何年間は推移している状況で、その中でなぜこういうような状況になったという部分で申し上げますと、やはり高齢化が進む中でプレーヤーがいろんな多様な趣味を持ちながらやっている状況の中でパークゴルフに限らずいろんなことの競技人口が減っているのが現状の中でのというのが今のパークゴルフのうちの町だけではない全国的な問題にもなっているようなところでございます。その中でもパークゴルフの愛好者は日々プレーを楽しみながらやっていますので、それらの楽しむパークゴルフ場という位置付けでいけば、より良い、そういう芝生も含めた環境が良いのはもちろんのことです。それらのことを含めて、今後ですね、どうこれからうちの町のパークゴルフ場が

あるべきかということを含めながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 人が減っている。利用者も減っているのも現実です。しかし、それは全体的な話の中でありまして、やはり訓子府にパークゴルフ場がある以上は、やはりこんだけの利用実績があつて、利用者も今いる以上は、やはりもう少し力を込めた改善をするべき今は現状じゃないかと思ひます。今、最低の現状でないかと思ひますので、ぜひともそれは今後早い時期に対応をとるべきじゃないかと思ひますので、ぜひとも検討して進めていただきたいと思ひます。それで、先ほどから言いましたように、やはり最低限、今後パークゴルフ場を運営する以上、3者の協議というのをもっとやってください。3者で足りなかつたら、本当に日頃集まっている、パークゴルフをやっている団体の方のところに行って「どうだい、どうすればいいんだい」って話聞いてみてくださいよ。やはりその必要性もあるんじゃないかと思ひますよね。ぜひとも、特にね、年寄りがやっていますから、口はうるさい、実績がある。そういう人たちばかりなんで、やはりもっともっと応えていかなければいけないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。すいません、教育長に質問でしたけども、最後にパークゴルフ場全体に関して町長の方から一言お願ひしたいんですけども。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は素人ですから、意に沿えるかどうか分かりませんが、30年前、恩田喜治さんと上野敏夫さんと3人で訓子府にパークゴルフ場を作ろうということで幕別町に行って視察してきたのが、事の始まりだったような気がします。それから30年たって、今、余湖議員からの意見を聞いたり、いろいろしてると、ああやっぱりもうそろそろ寿命なのかなと。その適切な判断を誰がするのかと。協会でも駄目でしょうね。やっぱり芝の管理をちゃんと診断してもらおう。こういう作業をやるべきだと思います。もう本当に教育委員会の職員は献身的に水をまいたり種をまいたりやっていますから。その点で言うとやっても意味がないのか、あるいは再生する可能性があるのか、こういったことをちゃんとやった方がいいって僕は聞いてて思いました。そうすると芝を全部張り替えるほどのぐらいかかるのかと。おそらく数千万ですよ。それだけの投資をして今、収入が138万です。われわれが使っているのが440万。ギャップすると300万ほどの持ち出ししているんですけど、さらに千万単位の投資をして芝の全面張り替えとか、そういった大掛かりなことをやるべきかどうかという判断を余湖議員指摘のとおりやった方がいいと聞いてて思いました。コロナ禍の時にはほとんど使用してなかった訳ですから、1年間休むとかですね、半年休むか分かりませんが、その時期はほかの町に行ってもらって練習してもらおうとか、あるいはプレーしてもらおうといったことも含めてですね、行政的な、あるいは議会のご意見もいただきながら、判断をしなきゃならない時期にきていると。それは正しい状況を把握するっていうことでないかなというふうに思ひます。芝が長いのか短いのかいいかという以前の問題として私はあるんじゃないかなと思ひます。そんなことで教育委員会でそういう議論の中で町として予算措置がということであれば、今後議会とも相談しながら、これらの対応に前向きに検討していきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） お金の話をすると費用対効果どうのこうのって話になりますけど

も、やはりこれは費用対効果で済む話ではないので、ぜひとも何千万円かけるのがいいのか、何百万で終わらせれる方法があるのか、そこら辺も今後話し合った中で、話を進めて今後の方向性を出してください。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） もう一つですね、水をまく位置、引っ張る区域って限られてる訳。水利権のないところっていうのは盗水になるから苦勞している。これは今、行政改革とかいろいろな状況の中でいつまでそういう権限を河川事務所や開発が持っているのかということも検討しなきゃならない。状況によっては、確かC・Dコースは開発で整備したはずなんです。といったことも含めてですね、トータル的に診断と今後の対応についてのことをやらなきゃならないなと僕は聞いてて感じましたので、できるかどうかは別ですよ。話し合いを関係行政機関に持っていくということもあるなと思ひました。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） まだ1分あります。水の話、本当に私もそこまで聞きたかったんですよ、先ほど質問した時には自由に水を出せるというようなお話の中ですんだもんですから、それ以上は言えなかったというのが現状ですけども、本当に頑張ってください。よろしくお願ひします。

○議長（須河 徹君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、2番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。通告書により一般質問を行います。

次期町長選挙の対応は、町長にお伺いをいたします。

世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染症がやや落ち着く中にあり、大国による一方的な攻撃により戦火に包まれているヨーロッパ地帯の現状を抱えている昨今である。それら諸状況による燃料高騰、輸入諸材料費の高騰、生活費物価の高騰など、われわれ庶民の日常生活において、暮らしづらく、我慢、耐える時代が訪れようとしているとも思われる。

さて、町政執行4期目最終年次を迎え町政執行の基本理念および基本姿勢についての自己評価。来年度は、地方統一選挙の年であるが、次期町長選挙の対応につき伺いたい。

1、出馬の意思は。

2、後継者の指名は考えているか。

3、4期までの自己評価は。

お願ひします。



○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「次期町長選挙の対応について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「出馬の意思は」とのお尋ねがございました。

私は平成19年5月以来、町民の皆さま、議員各位のお力添えをいただき町政運営を担わせていただいております。4期目がスタートした時点で、最終章と気持ちを述べさせていただきます。現在は4期目の集大成であります令和4年度の各施策の推進にまい進している最中であり、次期出馬については、何ら決断していない状況でございます。

まずは、残された10か月足らずの任期を町政の課題解決と町民の福祉向上のために全力を投じてまいりますので、引き続き、ご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

私の次期町長選挙への意思については、しかるべき時にご報告させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、このような理由から、2点目の「後継者の指名は考えているか」との質問につきましても、同様に、現在のところ何ら決めていない状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目に「4期までの自己評価」についてお尋ねがありました。

私は平成19年5月に「みんなで創る『訓子府の元気』～できるところからすぐ実行～」 「9つの緊急提言と2つの約束」を掲げ1期目がスタートしました。2期目の「訓子府の元気、新しい『7つの約束』」、3期目は「すべての町民にやさしいまちづくり『子どもたちの笑顔が輝く町』」を掲げ、現在の4期目は「すべての町民にやさしい町づくり最終章」として多くの課題に、全力を尽くして町政の執行にあたってまいりました。現在もまい進中でございます。

これまで、多くの施策を掲げ、そのすべてが重要な施策であったと認識しております。また、おおむね取り組むことができたと思っております。

主な取り組みですが「住民自治の推進」「開かれた行政」「町民と行政の協働のまちづくり」「財政の健全化」「自立した町づくり」「地域経済の活性化」「福祉と教育の充実」「防災への備え」「人口減少対策」「姉妹まち交流」など全方位の町政執行にあたってまいりました。

まず、住民自治の推進では「町民こそが主役」を基本理念として町民のまちづくりの参画を推進してまいりました。

また、就任当時、国は、地方に対する財政の締め付けを強めており、地方財政は大変厳しい環境にありましたが、訓子府町も例外ではなく、自立の道を歩み続けるために町民の皆さまのご協力を得ながら財政健全化に取り組みました。

地域経済の活性化では、農家の皆さんが誇りを持ち、安心して生産に励むことへの支援や地域を支える商工業の振興・発展を目指し、特に基幹産業の農業では、農業基盤整備事業の積極的な推進と農業者をはじめ関係機関のご協力によって、高い農業粗生産額が維持されております。

教育・子育て分野では、教育の町訓子府にふさわしい施策を数多く推進し、子育て世帯が子どもを安心して生み育てることができる環境整備に取り組み、町外から子育てするな

ら訓子府だと移住された方もいるほどでございます。

そして、福祉分野では、高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域医療、介護、そして保健福祉の充実が図られたと考えております。

いずれにしても、事業の実施にあたりましては、多くの町民、関係者の方々から多様なご意見や議会での活発な議論とご理解を経て実現させていただいたものです。

しかし、課題も山積しております。公共施設、インフラの老朽化に伴う維持補修の対応や高齢者福祉対策、人口減少対策など一朝一夕で解決できない課題を含め、その他に在任期間中も新たに顕在化した社会的な課題にも対応していく必要があります。

これらの課題に向き合うにあたっては、町民の皆さまのご意見を伺いながら、行政も知恵をふりしぼり、さらなる訓子府町の発展と住みやすい町づくりにつなげていく必要があると考えております。残された任期中、力の限り全力で町政の執行にあたってまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、町長から答弁をいただきました。次期出馬については、何ら決断していないという回答をいただきました。まだ1年を残している時期ということもありまして、まだ腹の中で決まっても、なかなか表現できなのかなという感じもしますが、まず、この件に関しましては、多くの町民の関心事であります。次期町長は菊池町長は再度挑戦するのか、また勇退するのか、非常にどうなんだと。非常に顔を合わせるとそういう話が持ち上がるという時期でございます。ただ、いつまでもやってほしい、まだやってほしいと思われる人もいれば、もうそろそろ代わってもいいんじゃないかと思われる人もいます。そして、町長の年齢、それから体調やいろんなことを考えて、いやもういつまでも迷惑かけるべきではないと言う町民の方もいられます。最終的にこれを決めるのは本人ではなからうか。かように思うところであります。また町長の表明がない中での次の世代が出馬できない現状が出てくるということにあります。特に、役場の職員あたりは現職の町長が表明をしない中では、なかなか自分が出ると。これは表明できない状況にあると。ただ、町民には選挙の選択の機会というものがあまして、やはりこの町民に選挙で町長、長を選ぶ機会を与えるべきではないかというふうに私は考えます。この件についてお尋ねをいたします。いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 公私にわたって、私への期待、あるいは、そろそろもういいじゃないかといろんな人たちが我が家に来たり、あるいは職場でも話をしたり、町でうわさになっているということもお聞きしています。議員OBの代表からも今の町民の一番の関心事は町長の進退だと。これについて、はっきりしてくれという話もあります。そういう意見が出ているという点では、まさに町民のものだという町政が大変いい状況ではないかなと私は思っています。憲法の前文に政治は何人たりとも性別、考え方、年齢、健康、いろいろあるでしょうけども、問わず、誰でも立候補する権限があるんだということを憲法の前文にうたわれております。これは国政選挙だけではなくて、われわれの町長も町議会議員もそうではないかと。もし職員の中で志がある者があれば、ぜひ私の意思が決

定する前でも、あるいはその後でも構いませんけども、自らの志をはっきりさせるべきだというふうに思います。現時点では私はこういった状況について、後援会とも何も相談していませんし、今後のことについては、まだ白紙だというふうに捉えていただいていると。しかし、状況的に言うと年内には自分の進退について、明確にしていく必要があるんだなと考えておるところですけども、これとて政治は水物です。ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま、町長の方から若い人が表明しない中であっても、やはり立起表明する意思があればした方が良くという声をいただきましたが、私は約1年切ってますが、12月定例会、今年末ぐらいでは、仮に出ようとする人が準備をする期間がないと。準備ができないというふうに思います。自分も選挙戦、2回戦いましたが、非常に準備期間というのはかかります。1年ぐらいかかります。そういうことがあって、町長にお伺いをしている訳ですが、まず次世代につながる若者のリーダーを育てる責任がわれわれにもあるんでないか。次の訓子府を担ってくれるリーダー。やっぱり若い人から出していくべきではないかというふうに私は考えますが、この点も1点、町長に聞きたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まさに町民の選択は選挙によって行われるというのが事実であります。私も今から16年前の平成18年の末に退職願を出しました。そして、選挙戦になるかどうか当時分からなかったんですけど、いずれにしても、どんな状況であっても町民のために心血を注いで、命を懸けて町政に当たりたいという思いから立候補いたしました。そのぐらいの志のないものがどうして次の選挙やれるかっていう、頑張っしてほしいと逆に思いますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） ここで質問者と町長に申し上げます。

議長の発言の上、挙手を願いたいと思いません。

西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今、町長から答弁をいただきましたが、先ほどの答弁の中で後継者を考えているかという質問の中で、次期出馬については考えていないので後継者も考えていないという話も出ました。ただ、後継者指名というのは、世間一般であまりある話ではありません。次私がやめるから次誰にするよってという話はなかなかないんですが、菊池町長は非常に4期町長として非常にたくさんの事業、いろんなことをやっていただきました。そして有能な数多くの職員と仕事をしてきたと思いません。その中でこの人物は将来町政を担わすことができるっていうふうに考える人物がいるんじゃないか。それから後継指名をするしないは別としまして、町民側から見れば役場職員の一人一人の能力をおしはかることはまったくできない訳ですが、町長目から見て、やっぱり職員を見た中で、将来この人間は町長候補になるんじゃないかと考えられる人はいたのかどうなのか。考えられるのかどうなのかを一つお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の姿を見て反面教師と考える職員もいます。あるいは町長に続けたいと。あるいは町長を超えたいという人もいて当然だと思います。これズラーっと見

てですね、どなたが立候補しても私はできると思います。超えられるかどうかというのは本人の志と実行力、そして学習、理論性の問題だというふうに思います。現に私のところに私の向かいに座っている皆さん方の中に町長を出したいという、そういう声もありますから、ぜひこれは私が誰々ということではなくて、その心意気と志を持ってチャレンジしてほしいと願うばかりです。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 町長から次期出馬について、何ら決断していないという中で質問を続けるのは非常につらいんですが、それでも準備してきてますし、やっぱり町民の方も聞いていられると思いますんで、続けて聞きたいなというふうに思います。

自己評価も先ほど町長からいろいろたくさんこうやっていただいたという評価をいただきました。まずは私から見た菊池町長4期の件についてお伺いをしますが、まだ町政にこう非常に4期にわたって町政に波風を立てなかったと。世の中の移り変わりに非常に敏感に町政の舵取りをしてきたんじゃないかと。時代に即した行政運営をされてきたということに対しては非常に敬意を表したいというふうに思います。

また特にこれ目立ちますが、老朽化した各施設、この建て替えを次々とやったと。これは賛否両論こう伴いましたが、まず一番目に付いたと。これがあります。これは時を経たというタイミングで道や国の制度資金を使って補助率が非常に高い、町の行政財政に非常に急激な負担のかからないような工夫と町民のサービスに努めたということは非常に敬意を表する点であります。これに関しては町民の中には非常に賛否がありまして、なかなか現状を理解していただけないところがあるというふうに思いますので、あらためて私からこの場所で申し上げてみたいなというふうに思います。

またですね、町民の声に対して真摯に聞く耳を向けて取り組み姿勢が非常にみられたと。特に、これは私が何回か一般質問しましたが、へき地にあつて光回線においては非常に尽力を尽くしていただいて、国の制度にのせていただいたということに関しては感謝をしたいというふうに思います。

これまでの私が申した件に対しての町長の見解、ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私がやってきたことについての主な内容については、冒頭の発言の中でさせていただきました。また明日、山田議員からさらに詳しくいろいろな質問があるようですので、それらについても真摯に答えていきたいと思います。ただ、今、西森議員が言われたことは、やっぱりご理解いただけなかった部分もあるんじゃないかなというふうに思いますけども、私は今、補助金やそういったお金が大変厳しい状況の中で可能な限り、各関係機関に働きかけながら、今までのいろんな仕事をさせていただいたと。その象徴が最後の消防庁舎でなかったのかなというふうに思いますし、光ファイバもそのとおりであります。特に意識したのは、選挙後遺症を残してはならないということです。かつて政争の町訓子府と言われた中で何派、何派ではないんですけども、あいつは何を推したとか、こうしたとか、そんなことはどうでもいい話です。町民がこの人と思って負託をした行為をきっちり受け止めて、相手候補に投入した人もそのことについてもちゃんと受け止めながら、私は職員に対しても住民に対しても決して差別したり、私にいろんな声をかけたから優遇するとかということはやってはいけないことだというふうに自分に言い聞か

せながら、前へ進んできました。ともすると私の後輩の南富良野の町長は逮捕されました。業界からお金をもらったり、そういったことはやってはいけないし、職員を苦しめてはいけない。その点でいくと関係機関や関係の職種からお中元、お歳暮なんかも私はいただいておりませんし、公正に町民の福祉の向上のために全力で向き合ってきたというのが本音でございますので、ここのところはこれからも残された10か月間、全力でまとめ上げていきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） ただいま町長から答弁いただきましたが、まだまだ質問はあるんですが、明日また別の角度で別の議員が町長に対して質問があるということでダブると申し訳ありませんので、方向を変えていきますが、あと何点か伺いをしますが、まず一つ、これ経済育成、産業育成ですね訓子府町の。や商店の活性化策、また道の駅、これ何回か一般質問もしましたが、道の駅や特産物の売り込み、これは4期、町長やっていただいた中で、ちょっとおろそかではなかったのかなと私は思います。今ある訓子府の産物、これをやっぱり有利に打って出る。訓子府の特産物を発掘の努力がやっぱりあってもよかったのか、その道筋をつけてほしかったなど。まだ1年ありますから、何とかそういう方向性を作っていただければなというふうに思います。そのほか、まだまだこれもやりたい、これもやっていない、まだやり残しているということは、たくさんあると思います。ただ、すべてをやりつくすことはできないというふうに思いますし、また、すべてをやりつくすのではなくて、次の世代のリーダーに託すのもやっぱり現執行者、菊池町長の努めではないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） おそらく、今、西森議員が言われた道の駅の問題、物販の、あるいは宣伝等々含めて、なかなか思うようにいかなかったというのは、そのとおりです。真摯に受け止めたというふうに思います。東京くんねっぷ会、札幌くんねっぷ会も今、コロナの関係もありますけども、休止状態であります。何かを一つのきっかけとして、そういったことをやっていかなきゃいけないと思いますけども、残念ながら具現化するには至りませんでした。

それから、道の駅構想でいきますと、やっぱり行政がうんぬんよりも情勢が住民の方が中心になって、それを支えて発展させていくということのベースが私どもの町のは残念ながらまだまだ次のステップを決断するまでには至っていません。今、日曜日でしょうか、駅の活性化センターというか、あそこで週1回の販売をしています。これは西森議員も関わっていることではあるんですけども、やっぱりその難しさ、人を雇ってまでやれるだけの益を生むことができるかどうかという点、規模と場所とその実行主体をどうするのかという点では非常に悩みましたけども、残念ながら一步を踏み出すことはできませんでした。今後期待したいというふうに思います。さらに私のやり残した点で言うとたくさんありますけども図書館です。住民の代表から図書館の建設を答申いただきながら、優先するスポーツセンターや消防の庁舎を手がけました。これは次の方が図書館は文化の拠点として執行するかどうかということも決めていかなきゃならん。私がもしその任になったら必ず図書館建設を全面に掲げていこうと思っています。

医療費の高校生までの無料化です。これについても中学生までということでは何か義務

教育ということをあれしましたけど、今の財政の状況で、今、財政の活性化プランと言いましょうか、それをやっている状況、それを見極めながら次の医療費の高校生までの無料化、あるいは本当は給食費までと私は考えていましたし、奨学資金の返済をしなくてもいいような状況をどうやってつくるのかと。こういったことの課題は山積だと思います。全部やるったら私は5期か6期やらなきゃ駄目でしょ。その点では、1人の町長の限界が出てきていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 今回の町長の答弁の中で道の駅構想の話が出ました。何回か、2、3回こう私も質問したと思いますが、訓子府ほどいい位置にあって、道東のいい位置にあって、観光客が道東観光に来た観光客が訓子府に高速で来て、訓子府の物産、道東の物産、それからオホーツク海の物産を一手に売り、ここで活性をさせるということが非常に私も夢でした。ただ、この先ほど町長が行ったように行政レベルではできない。これはね、やはり町長の言うとおりの、行政がいくら、それをお膳立てしても、やはり行政でやることはできない。だから先ほど町長の答弁を聞いて、やっぱりわれわれもやっぱりお膳立てというのか、ここまでやったんだからあとは行政が国につないで何とか道の駅をたててくれというような方法ができなかった。われわれにもやっぱり非常にぬけていたところがあったなというふうに反省をしました。それから医療費の高校生までの無料化、これに関してはやっぱり町長の言われるとおりの、子どもは宝で減っています。ぜひ地域にいる子どもたちが地元に残るように高校生までぐらいは医療費の無料化をすべきだと私も思います。また図書館。これは従来、町長がずっと言い続けてきたスポーツセンターよりも図書館だと言っていたんですが、ここにきて図書館をどうしたらいいのかという論議はこれからまたすぐ起きてこようかと思いますが、役場庁舎が非常に広く余っておりますので、役場庁舎の1階か2階を図書館にして、やっぱり町民が役場に集って図書館に入ると。これが今のところでは私はいいのかなと思います。非常に町長がヒントをくれました。これも町長が非常にこう菊池さんがやればまだまだやっていたらただけのらうなという事業ばかりです。ただですね、今期終了まであと1年弱となりましたが、本町もやっぱり人口減、それから先ほど町長言われましたようにライフラインが非常に老朽化して補修やライフラインの充実が求められてきます。さらには将来に向けた産業育成や第6次の訓子府町総合計画も視野に入れ、町長としてやっぱり残された期間、手腕を発揮していただかなければなりません。まず健康に気を付けられて、町民のため、まちづくりに努めていただくことを願いつつ、私の質問はこれで終わりたいと思うんですが、最後に町長の答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町民の命と暮らしに向き合うということが私自身の政治的な生命力だというふうに思っています。その点で言うと医療費の無料化もそうですし、前の議会でも質問がありましたパートナーシップ制度、同性愛の問題等々にどうやって向き合うかとか。いろんなこれからの現代的な課題として向き合わなきゃならないような課題というのはたくさんあります。これらを避けることではなくて、やっぱり受け止めながら、前へ進んでいくべきではないかなというふうに思います。思い出すとスノーマーチ、今、シストセンチュウが発生しています。農業試験場の抵抗品種でスノーマーチを栽培し完成しま

した。私どもの生産者がスノーマーチの生産拡大と焼酎の訓練を10年間、必死になって販売し、一定の成果を得たところでございますけども、やっぱり農業の多面的で多様な可能性というのは私はあるのではないのか。そこは加工だとか何かも含めてですね、これからもっともっと積極的に推進していかなければならないことだと思えてなりません。まだやり残したことはたくさんありますので、とにかく今年の予算措置に盛られたことをですね、全力でやり遂げるということでないかと考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○2番（西森信夫君） いろいろ聞き、町長から答弁いただきましたが、最終的には次期出馬については、決断、まだ何ら決断をしていないという1点で終わってしまいますので、来年の4月まで任期、今の4期目でありますから、ぜひとも町民のために最後4期目、最後大変こう大変な仕事になろうかと思いますが、将来につながるような、町民の生活のためにお力添えをいただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

○議長（須河 徹君） 2番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時50分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、5番、西山由美子君の発言を許します。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

今、世界には、いくつの国があるんだろう。そんなことを思い調べてみましたが、日本が国家として承認しているのは195か国だそうです。ですから日本を含めて196か国、そしていまだに平和に向けた解決がされず、継続している民族や国の紛争は56あるそうです。世界中が平和になるように願って一つ目の質問に入りたいと思います。

1点目、ウクライナ避難民の本町受け入れの考えは。

日本から約9千km離れたウクライナは、人口4千万人を超え、面積は日本の1.6倍です。

豊かな穀倉地帯が広がり、国土の7割を農地が占め、日本の1.2倍だそうです。のどかなイメージのウクライナが2月24日、ロシアの軍事侵攻、侵略で一転し、3か月が過ぎました。その日まで平和だった人々の日常は破壊され、500万人以上が国外に避難していると報道されています。日本も準難民制度の創設を検討していて、現在ウクライナ避難民を特例的に受け入れており、千人を超えたと聞きます。

道内の自治体でもわずかですが13人の受け入れがなされていますが、戦闘が長期化すれば増える可能性があり、本町の子どもたちに平和へのメッセージを示すためにも、町長の受け入れの考えを伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「ウクライナ避難民の受け入れについて」のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まずは、今年2月24日から始まったロシアによるウクライナ侵攻によって犠牲となりましたウクライナ国民の方々に深い哀悼の意を表するものでございます。

一般市民を巻き込んだ今回のロシアの国際秩序を乱す蛮行は決して許されるものではありません。1日も早い平和的解決に向け日本をはじめとした各国政府の外交努力に期待するものでございます。

ロシアによる3か月以上に及ぶ無差別的な攻撃によって国外に避難したウクライナ人は700万人に達すると報じられており、日本にも5月中に千人を超え、北海道には道が把握しているところでは、5月末現在で14人の方がウクライナから避難されているところでございます。

このような状況から、北海道ではウクライナ語やロシア語に対応した「ウクライナ関連ワンストップサポート窓口」を設置し、包括的な支援をしているところでございます。

本町においては、北海道と連携をしながら、協力を求められれば、もちろん人道的な見地から支援は惜しまない考えでございます。ただし、ウクライナ語やロシア語を話すことができる人材が近隣では極めて少なく、就労支援・生活支援など、避難してくる方への十分なサポートをするためには大きな課題があることも事実であります。

いずれにしても、今後の状況を注視しながら、必要な協力をしてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねについてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 実は4月のはじめころだったと思います。町民の方から相談したいことがあるということで会ってお話を伺いました。女性の方ですが、ちょうど4月のはじめといいますと侵攻がはじまって1か月半、もう毎日のようにウクライナの人たちの悲惨な状況がテレビから映し出されて見ているのもつらくなるような日々が続いていたころだと思います。その方もやはり何とか微力ながら自分も何かをしたいとずっと考えていたけれども、わずかなお金を寄付しても、それが軍事費に回されたり、届かなかったりすることが切ない。それで訓子府の町にこののどかな農村に1人でもいいからウクライナの人を受け入れることはできないんだろうかって、そういうご相談でした。多分私が議員として自分の考えだけで、この質問に立つことは多分なかったらと思う。その方の思いをどこでどういうふうに町に聞いたらいいかというやはりここに立って首長の考えを聞くしかないだろうなと思って質問に組み入れました。再質問ということにはならないのかなと考えていましたけど、その方の話を聞いていて私自身がその後考えたことは、例えば、今、苦しんでいるのはウクライナの主に女性や子どもたち、それから高齢者の方々かなと思うんですが、もし1人でも子どもたちが救われるならと考えた時に、訓子府の町には小さな小さな居武士小学校があります。先生方の住宅も二つ空いています。そんなことを考えて、現実的ではないかもしれない。確かにロシア語とか分かる人もいないかもしれない。じゃ私たちがウクライナ語を学んでいけばいいんじゃないかなんて安易な考えかもしれませんが、その小さな小学校なら異国から来た子どもたちもきっと居武士の小学生たちは優しく迎えてくれるのかなって、そんなことを考えたんですが、そのことに対してだけ一つ再質問をさせていただきます。



○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、西山議員の方から、ウクライナの子どもたちが居武士小学校で受け入れができなだろうかというようなご質問だったかと思います。文部科学省や道教委なりからは通知が来ておりまして、何かそういう受け入れができるようであれば市町村でも受け入れ態勢を行ってほしいという文書がきております。現実問題は別として、何らかの形でそういう事態があったらですね、努力はしなきゃならないかなと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 唐突に教育委員会の方に聞いてしまいまして申し訳ありません。この問題については、町長のお考えも聞きましたし、現実的にはもう状況も見ながら判断していくしかないのかなと思います。ただ、よく町の回答の中に他の町の動向を見てとか、様子を見てということによく言われますが、平和に関する理念をお持ちなら、やはり状況を考えて、良いことは手を挙げていただきたいなど、ただそういうふうな気持ちの上でも思っておりますので、その一町民の方の気持ちも組み入れながら今後の成り行きを見て判断していただければなと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

二つ目の質問は「空き家バンクの活用と空き家対策の進め方を問う」です。

本町の今年3月末の人口は4,688人と半年前の調査より73人減少しており、緩やかとはいえ、令和元年に策定した人口ビジョンどおり下降の一途です。本町の持ち家率の調査は平成27年の国勢調査ですが、高い本町ですが、特に高齢者の持ち家率は91.3%ですから、人口減により今後空き家が増える心配があります。これまでの空き家バンク制度の活用と本年度からの空き家対策の進め方を問いながら、少しでも人口減の歯止めとなるような施策を伺います。

1点目、平成27年度開始から現在までの空き家バンク登録数と活用状況は。

2点目、本年度から5年間の空き家等対策計画が策定されたが、具体的な取り組みは。

3点目、空き家を賃貸、お試し暮らしとして移住・定住目的のPR活用できないか。

以上、3点伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「空き家バンクの活用と空き家対策の進め方」について3点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

1点目に「平成27年度開始から現在までの空き家バンク登録数と活用状況は」とのお尋ねがございました。

これまで空き家を買いたい、または借りたいと登録された人が113人。うち購入または賃貸が決定した人41人、登録から5年を経過した人24人の合わせて65人が登録を抹消し、現在の登録者数は48人となっております。

一方、空き家を売りたい、貸したいとして登録された物件が61件、内訳は空き家活用定住補助金を活用して売買されたものが36件、補助金の活用をせず売買されたものが10件、賃貸が6件、売買や賃貸をせず何らかの事情で登録を抹消したものが8件、そして現在登録されているものが1件となっております。

2点目に「本年度から5年間の空き家対策の計画が策定されたが具体的な取り組みは」

とのお尋ねがございました。

近年、全国的に少子高齢化や過疎化の進行によって、空き家等が増加しており、その中でも適切に管理できていないものが衛生面や景観面および保安面で地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、本町においても同様なことが懸念されることから、昨年度末に今後の町営住宅整備のほか、全町的な住宅施策のあり方について定めた「訓子府町住宅施策推進方針」とあわせて「訓子府町空家等対策計画」を策定したところです。

具体的な取り組みについては、計画と連動する形で今年度から「訓子府町不良空き住宅等除却補助事業」を開始いたしました。また、今年度は補助事業によって町内全域の空き家調査を実施し、所有者の意向把握や建物不良度判定結果をデータベース化することにしております。調査結果を受けて、補助制度の拡充や新規事業の策定などの必要性および近隣市町村の状況も勘案しながら検討し、今年度末に計画を改定する予定としております。

3点目に「空き家を賃貸、お試し住宅として移住・定住目的のPR活用ができないか」とのお尋ねがございました。

2点目でも答弁しておりますとおり今年度、町内全域の空き家調査を実施し、その空き家をどのように活用できるか協議していきたくと考えております。その中でお試し暮らしや二地域居住など移住・定住につながる施策についても検討していきたくと考えております。また、東京や大阪などで開催される移住交流フェスや移住相談会など移住を希望する方のニーズ把握にも努めていきたくと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 平成27年からずいぶんとこの空き家バンク登録数、または、ずいぶんと町民の方、それから町外の方にも活用されたんだということがよく分かりました。私、その空き家バンク制度が開設された翌年だったと思うんですけども、6月に同じような空き家バンクの効果と課題について、質問したことがあります。その時にもう既にその前の年の7月に創設して1年がたった時点で空き家の登録件数が7件、それから住居を求められている方の登録が13件ありました。だからこの空き家バンク制度がやっぱり町民にとってすごく求められている時期だったのかなという、そんな気がしておりました。その時も課題に向けた今後の取り組みという質問の中で回答いただいたのが、やはり1年が経過して空き家の登録件数が少ない。それが大きな課題ですということで、実態調査、25年に行った空き家が90件あって、利活用できるのは46件ある訳ですから、もっともっと空き家バンクの登録が進めばいいなということで、今後にとっても期待しておりました。先日、ふと空き家バンクは今どのぐらいあるのかなと思って、調べてみたら、そうですね、あそこのうちもう10年ぐらいたっているんじゃないかと思うんですが、当初からずっと登録されたおうちが1件だけでした。係の方にも聞いたんですけど、逆にどこかい的空家知りませんかねって職員に尋ねられたぐらいです。だからやはりこのバンク制度が開設されてからも、やはり職員たちの皆さんの登録が少ないという苦勞が感じられた訳ですけども、今、昨年から建設課の方で空き家対策を立てるための生活環境整備課でしたか、そういう係が別に設けられましたよね。そしてそこで多分空き家の対策について、町民の窓口になるんじゃないかと思うんですが、まちづくり推進室では、今までどおり空

き家バンクの登録を進めたり、それも町民の窓口になるのかなと思うんですが、この二つの所管において、どういう連携で、それから空き家バンクのなかなかおきない、その登録に対して、今後どうしようとなされているのか、具体的な策があればお伺いしたいなと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 空き家の登録件数が少ないということで、今現在、先ほど答弁、町長からありましたとおり、現在1件でございます。これも先ほど町長答弁しましたとおり、今後、建設課の方で空き家の実態調査を行いますので、その空き家の状況を見て協議していくこととなります。現在までですね、この登録にあたって、多く登録してもらうことにやっているということがあれば、固定資産税、年1回、建物に課税されますけども、そちらの方に空き家バンクの宣伝というかの紙は折り込んでます。私たまたま今、町民課も兼務してますので、実際のところは、その状況もある程度分かることは分かるんですけど、それは税の情報として、あとはまちづくり人と別になりますんで、その辺は情報をこう共有できないというのはご理解いただきたいと思います。建設課の方で調査されまして、どういう状況で結果でるかというのは、全然今時点では分かりませんので、それ出てきてから、一応担当窓口としては、空き家バンク自体は元気なまちづくり推進室で、空き家の調査して全町的などどうしていくかというのは建設課が担当していることとなります。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 先日、建設課の職員の方にもお話伺って、まちづくり推進室の方にも伺いました。確かに専門的に建設課の方では空き家のこれから実態調査をしたり、対策をとということで、こちらは今までどおり空き家バンクを中心というふうに業務を進めていくのは分かるんですけども、分業化してるから、それぞれの詳しい情報が出た時に協議をするということですよ。ただ、心配なのは、お話を聞いてすごく心配だったのは、空き家バンクというのは、やはり町民からするととっても入りやすい、探しやすい、どこの町もそうですけど、まずは空き家を、もし住むとこ探している場合は、空き家バンクをまず検索しますよね、そこに1件しかないというのは、そもそも機能していない状況のかなと思うんですよ、今、室長がおっしゃったように、固定資産税の税の時に用紙は入れてますと。それも建設課の方もおっしゃってました。でも、ただ、用紙を入れているだけじゃ、その所有者の方がどういう考えを持っていらっしゃる、その空き家に対して、どういう考えとか思いを持っていらっしゃるのかというのがまったく把握できませんよね、ですから、例えば、これが民間の仕事でしたら、まずは情報を入れて、その後やっぱり個別にお電話でも、所有者の人の考え方とか、それからこちらのPRも含めて、やっぱりアタックしていくことが重要なんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今ですね、先ほどの質問と合わせてですね、元気なまちづくり推進室で持っている空き家バンクですか、それとうちの建設課で持ってます対策計画ですね、そちらの方の質問がありましたので、前段先ほどの質問の方の補完からさせていただきたいんですけども、あくまでも空き家バンク自体は空き家がまだ使える状況で貸したりとか売ったりとかというところの窓口として今、行っています。ただ、それでも建物が

もう古くなって、そこに登録もできないとかっていうこともありますので、昨年度そこでわれわれの方で検討して、先ほど話しました空き家等対策計画というものを立ち上げさせていただいて、その中で、もう住めないと判断された建物について、いくばくかの、本来であれば自己責任で解体していただくのが本来なんですけど、補助金を出して、それを推進を図っていくという意味で今年度から、その補助事業の方はさせていただきました。ですので、また、今回、調査の方ですね、委託して今回行いますが、先ほどの質問ですけれども、民間と同じくですね、今回は実態調査を行った時に意向調査まで、持ち主にですね、そちらの方までお伺いしてデータベース化もいたします。その意向調査はまたまとめた後ですね、それは建物自体が使えるものなのか使えないものなのか、そこも判断しながら空き家バンクの登録を促すですとか、もしくは解体、何かの問題でできないんだったら、こちらの補助ありますよですよとか、そういうところは窓口は建設課になりながら、そういうのをデータができた時にですね、進めていきたいと思っていますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 今の説明でよくわかりました。今年その実態調査とか意向調査は何月ぐらいにはっきりするのか、そのことも一つお伺いしたいのと、今、私がここでこう町民の立場で今、まちづくり推進室長のご意見と建設課の課長のご意見を両方聞いてますと、例えば、その空き家を利用して、もう1回リフォームして家を建てたいなとか、すごく迷っているときに窓口としてどちらに伺ったら一番、さっきのもう特定空家の場合は取り壊しとかそっちの方ですから、活用できる空き家を私、今、主に質問したいんですけども、その相談窓口がちょっと分かりづらいかと思うんですが、その辺、今、二つ質問します。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） まず1点目ですね、実態調査につきまして、いつ頃までということ質問いただきましたが、今月、一応、委託かけてですね、2月までの予定としております。ただ、意向調査含めて成果品が出来上がるのは2月ぐらいで、大体、形上ですね、大体の大まかな意向把握までできるのは大体年内には分かるかなということで、その結果をもとにですね、検討の方は年明けからでも始められるかなというふうに考えております。

あと、先ほど、どちらかというとならぬ建物の相談窓口と言え、やはり町民課になるのかなと思うんですが、ただ、どちらにしてもですね、解体するにしても、空き家バンクに登録するにしても、どちらかと言え、どちらに来ていただいても一緒に話したいと思っています。基本的には、なので、どちらに振り回すんじゃなくて、一緒にやって、その場でワンストップで終わりたいなと。形上は、というふうには考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 昨年ですね、住環境整備係という係つくりまして、それまで建築係という係だったんですけども、それ住宅政策を総合的に担う係としまして、住環境整備係つくらせてもらったという経過があります。そこで空き家とそれからこれからの後段ありましたけども、お試し住宅というんでしょうかね、そういったことも含めたトータルな住宅政策といいますか、それを建設課の方で担ってもらおうということです。先ほど

来、回答させてもらっているようにですね、使えるような空き家でそれを売りに出したいという方がいれば、空き家バンクの方に登録していただいて、その窓口については元気なまちづくり推進室の、これはどちらかというと移住とか定住に結び付く政策なものですから、現にこの事業を使って住宅を直したりとかっていう場合については、補助金が出たりしますんで、そういったことでは、元気なまちづくり推進室の方が担うということになっております。

あと、使用できないような空き家だとか、そういったことは、さっき言いました不良住宅等除去補助事業などを活用していただいて空き家の解消に努めてもらうということです。

それとですね、空き家バンクの登録件数が少ないということでありましたけども、ホームページの方にもアップするとですね、すぐもう、その住宅に交渉したいということで、もう1日ぐらいでもう、登録してあるんですけども、それがもうすぐホームページから落とさなきゃならない状況もあったりしてですね、今1件残ってますけども、そんなこともあるということです。それと中には不動産屋さんを通して、もう既に売りに出している方もいらっしゃるんですけど、この空き家バンクの事業を使わないで直接不動産屋さんを通してですね、住宅を売りに出されているという方もいらっしゃいますんで、町としましても、あまり不動産業を圧迫する訳にはいきませんので、それについてはですね、こちらからあまりこう強制的にですね、強制的といいますか、そんなことで空き家のも持ち主の方とも交渉については、やっぱりそれなりの距離を持って対応しなきゃならないということもありますので、その辺をご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 副町長の説明と建設課長の説明でよく分かりました。だから今年度の実態調査も含めて動きについて注目していきたいなと思います。答弁書の中の最後の方に、東京や大阪などで開催される移住交流フェアや移住相談会などで移住を希望する方のニーズ把握にも努めていきたいと。これは3番目の質問になるんですが、おそらく地域協力隊でしたか、地域おこし協力隊の今年から活躍、活動してくださる畠山さんのお仕事なのかなと先日の報道にもありましたので、すごく期待したい活動だなと思っていますが、もしこういうところですね、一人でも訓子府にちょっと住んでみたいなど。どんな町なんだろうという関心、好奇心を持って方がいらっしゃったとして、そういう時は今の空き家の状況では全然無理ですよ、そういう時はどういうふうに、ちょっと質問が地域おこし協力隊に関して言っているのではなくて、そういう場面でも空き家をうまく3番目に質問したように、賃貸のお試し暮らしというふうに、町が整備して貸すというようなことがなれば、そういう人も受け入れられるんじゃないかなと素人考えですけど思った訳です。そうして移住定住のPRをしたらどうかなと思うんですが、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず、移住フェアとか移住相談会ですけども、これは地域おこしも場合によっては活動しますけども、これはまちづくり推進室としての担当というかですので、地域おこしも行く場合もございますけども、それは室で担当しているということになります。確かにですね、今、住宅がですね、1件しか登録がなくて、何年も登録している家なんですけども、先ほど副町長からもお話ありましたとおり、

なかなかあそこ空いてて、これどうにかしませんかっていうのは、なかなか厳しい部分でもありますし、もちろんこういう相談会やって、どういう家が希望かとかそういうのももちろんあるんで、その辺はちょっといろいろ考えていきたいとは思っておりますけども。お試し住宅なんですけど、元気なまちづくり推進室でもまち・ひと・しごと地方創生の方でお試し住宅とか二地域居住ですか、考えていきたいということで計画の方にのせてますけども、いろいろこう近隣にも聞いて、お試し住宅なんですけど、正直、本当にそう西山議員が今おっしゃられてる、そういうお試しで使われている状況というのがちょっと残念ながら非常に少ない状況なんです、聞いていると。なんで、それをちょっとどうしてこうかなと言っているとちょっと二の足を踏んでいる部分でして、その辺はちょっといろいろ考えてクリアしてお試し住宅、非常にあれば、こういうところに1回住んでみてというのは重要だと思いますので、何らかしらの方法は考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） じょうずにやればうまくいくかもしれません。それは職員の働きかけなのかなと思うんですが、今、1件空いているおうちなんですけど、おそらく登録なされてから10年ぐらいたっているんじゃないかなって、10年もたっていないのかな、そのぐらいの気がするんですが、持ち主の方も私存じ上げてませんが、あのおうち一つをとっても、ちょっと修繕すればすぐ住める。家財道具全部あるので、すぐ住めるような感じがしますよね、私が素人で見たとしても、これはすぐ住めるうちだなと、そういうふういろいろ臨機応変に活用できるようなおうちを例えば町が、それは今は所有者のもんですけど、そういうおうち、なかなか売れないと。どんどん古くなってきて価値が下がってしまうので、そういうおうちを町が買い取るというか譲り受けて、そしてそういうふうなお試し住宅とか、それから何かあった時の住める住宅として活用できないかと。そういうことをずっと調べていきますと、この空き家対策の計画を立てた後に国では空き家対策総合支援事業というのをやっていますよね、要するに空き家を活用することによって、そこに国が補助金を出してくれるというのがあるんですが、今うちの町がそこまで考えているかどうかはちょっとお伺いしたいところなんですけど、こういうこともあるんだと。利活用によっては国の方で補助してくれるということがあったんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず、ご理解いただきたいのが、今1件残っているうちなんですけども、間もなく5年ということなんです。まちづくり室の要綱上では5年たったら一度見直しというか、登録、考えますよということですので、今のところはまだ登録されていると。どこまで言っているかあれなんですけど、今、登録されているうちはホームページに出ているからあれなんですけど、所有者がですね遠方の方でして、引き合いはきています。なんですけど、今コロナもあって、その家をちょっと内見したいとかと行って来ると、実際には、その方に連絡すると、この状況で来れないし、遠方なんで簡単に今日、明日行きますということにはならないんで、そこでこう交渉まで成立していないというのが実態ですので、丸きりこう箸にも棒にも掛からないという状況ではございません。非常にこう議員おっしゃるとおり立派な住宅ですんで、状況的にはそうです。今、国の補助金ということでお話あったんですけど、大変申し訳ございません、私勉

強不足でどのような制度がちよっと分かりかねますので、その辺は調べて、建設課の方で回答いたします。

○議長（須河 徹君） 建設課業務監。

○建設課業務監（河端 健君） 空き家に対する国の補助制度、確かに空き家の補助制度というのがありまして、今回、空き家の実態調査と空き家の解体費の補助に対する補助も国の補助をもらっているところでございます。そして、空き家の改修費に対する補助というのも議員言われたようにございますので、例えば、空き住宅を地域交流スペースに使ったりですとか、そういった活用例などが示されて国からこういった補助もあるといった制度を示されているので、そういった補助を使いながら、町内のお試しとか交流施設の整備を進めていくというのも一つの手かなと思いますので、今後検討していく一つの方法なかなと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 本当にそのとおりなんですよね。今、課長さんがおっしゃったように、それでうちの町の空き家活用定住対策補助金も他の町のいろいろ見てみたら、うちの町ほど、こんないい、町民にとってですよ、利用する方にとってこんなに有利な補助金はなかなかないんですよね、それでこれを活用しないのはもったいないと。それで今まで活用もされているんでしょうけども、それと今、建設課長もおっしゃったような、国の補助金をうまく活用して町民のためになるような、それから移住定住に役立つような、そういう方法をぜひ、実態調査をしたあと、やりながらというか、まちづくり推進室と建設課が力を合わせて、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。なぜかと言いますと、私、2月の末に日出町内会90世帯に軽いアンケートをとったんですね。あなたにとってこの町は住みよい町ですかといったら、ほとんどの方が本当に住んでいていいと思っているし、これからも住み続けたいと思ってるって、あまり批判めいたことを書いた方はいらっしやらなかったんです。近い将来というか、これから不安に思うことは何ですかといったら、やっぱり皆さん心配してらっしゃるのが人口がどんどん少なくなっていく。このことがもう日出地域は特にちょっと特別な地域なのか、持ち主さんと地主さんと持ち家さんの名義が違ったりして、だからいなくなったら全部解体して更地にして返すという地域が多いんですね。だからどんどん家が少なくなっていくってそのこともあって、人口減少をすごく皆さん心配してらっしゃいます。日本全体が人口減少ですから、人の取り合いしても始まらないかもしれないけれども、やはり少しでもできることから準備して、今やらないと本当にそういう日が来るんだろうなってすごく思いますので、ぜひこの対策をとりながら、今後のまちづくりがもっともっとうる元気になっていくように頑張ってくださいなと思います。最後に町長一言お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） かつて町内会、実践会で調査をしたことがあります。九十何戸ぐらの空き家があるんですけども、誰が持ち主で、どんな状況なのかっていうのが分からない。だから状況を的確に把握しようというのが今回の狙いです。そして危険住宅と思われるところについては、1戸について50万限度額で2戸分100万円を予算措置しました。西山議員がご心配されているように、その後どうするのかということ住宅政策をできれば来年5年度には立ち上げていきたいと。そこにはお試し住宅なんかも含めてですね、や

っていきたいというふうに考えています。当座はまちづくり推進室が空き家バンクを受け入れています。一例を言えば、つい市街地で1件比較的新しい住宅があつという間に買い手がついちゃった。だから耐震のやってないところ、古い住宅はなかなか難しい問題ありますけども、できるだけ住民とコンタクトをきちんととりながらですね、この制度が生きていけるように、建設課と坂井室長のところが一緒になってやっぱり総がかりでいけるような状況にしていきたいと考えていますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 現状は何かうれい悲鳴なのかなと思うんですが、それが形になって町民に示されるように努力していただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。

町民が安心して学べるデジタル活用支援事業の取り組みは。

行政サービスのデジタル化が進んでいますが、町民が関わる幅広い分野でオンラインのサービスが急速に増え、不慣れな高齢者や苦手な町民にとっては身近に聞ける人がいない、セルフレジが苦手、スマートフォンに替えたが分からない。詐欺やメールのトラブルなど、早急に対策と実行が求められています。安心して学べるデジタル支援事業の取り組みの考えを伺います。

1点目、スマホやパソコンの学習機会を社会教育の中で取り組む考えは。

2点目、行政サービスとして相談窓口や支援員の配置の考えは。

教育長と町長にお伺いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「町民が安心して学べるデジタル活用支援事業の取り組み」について2点のお尋ねがございました。町長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えさせていただきます。

まず、1点目に「スマホやパソコンの学習機会を社会教育の中で取り組む考え」についてのお尋ねがございました。

国では、社会全体のデジタル化が進められる中、日常生活においてデジタル化が急速に進展し、スマートフォンやタブレット端末、パソコンによるオンラインサービスが普及し、私たちの暮らしや社会のあり方を急激に変えつつあり、世代間による「情報格差」も問題視されております。

令和3年1月に内閣府広報室が公表した「情報通信機器の利活用に関する世論調査」結果によりますとスマートフォンやタブレットの使用について、18歳から29歳までの若年層では「よく利用している」が96.7%を占め生活必需品になっている一方で、60歳代では55.5%、70歳以上では24.3%にとどまり、世代間でのデジタル格差の拡大が感じられます。

現在では、SNSなどのコミュニケーション手段や電子申請、電子決済などオンラインサービスがさらに普及し、デジタル社会が浸透していく中で、便利なツールとしてだけでなく詐欺やトラブル等に巻き込まれる危険性の両面においても、IT弱者とのデジタル格差が拡大しつつあります。

教育委員会としましては、このような社会情勢の中で町民が便利なツールとして安心して安全に使うことができるよう、講習・講座の機会が必要であると感じており、デジタル



機器の操作に不慣れや不安を抱えている高齢者などの多様なニーズの把握に努め、必要に応じて社会福祉協議会などの関係機関とも連携しながら講座開催などを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「行政サービスとして相談窓口や支援員の配置の考え」についてのお尋ねがありました。

社会のデジタル化に伴い、高齢者のスマートフォンをはじめとするICT機器の活用も徐々に広がってきてはおりますが、高齢者等がスマートフォン等の使い方が分からないことなどの社会的課題は、1点目で回答したとおりでございます。

国では、令和4年度から約2万人以上の「デジタル推進委員」を全国の携帯ショップ等に配置しながら、スマートフォンの専門的知識に長けている者が各地域のデジタル機器に不慣れな高齢者の相談支援業務にあたり、国民の不安感の解消を目指していくこととしております。

このような中で、町としましては、町独自で新たに専門の窓口設置や支援員の配置をすることなどは考えておりませんが、国が進めるデジタル活用支援推進事業との連携や、1点目で回答した講習会等を開催することなどにより対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） このデジタル活用支援事業の取り組みなんですけど、第1回定例会で河端議員が誰もが取り残されない支援ということで、IT化のことについて聞いてくださいました。その回答は、もし要望があればとか要求があればいつでも対応しますよみたいな感じだったように記憶しているんですけど、実は高齢者はあまり時間がありませんし、なぜかと言うともう自分の身の回りでも、やっぱり今まで携帯を使っていた人たちがスマホに替えたんだよって言っている人がすごく増えてきています。先日も替えたばかりのところについて、LINEってどうやってやるのっていうので、こういういろいろ試行錯誤しながら、やっと結ばれたんですけども、笑い話で済むうちはいいんですが、毎日のいろんなそういうITを使った詐欺とかも増えていきますし、女性はまだそうやってこう何人か集まったら気楽に話を聞いたりできるんですけど、男性はとにかく寡黙になりがちです。そうじゃない方ももちろんいらっしゃいますけど。自分は分からないということをなかなか言えないというのもあります。それでいろんな方から、町でこういうことをやってくれたら本当に助かるのになという話を随分前から聞いていたんですけど、巡回講座というのがありますが、そうではなくて、定期的にとか、それから窓口もできれば、分からない時に電話会社に聞けばいいのかもしれないんですけど、訓子府町の役場へ行って、これはどういうことなんだいとか、これ押してもいいのかいって、大丈夫なのかいとか、そんなことからやっぱりいろいろ教えてくれるところがあったらいいなとすごく感じたので、これはもう具体的にやってほしいなと思うんですけど、その辺の目安としては教育長いかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 私の方から、現状と目安ということでしたけども、お答

えしたいと思います。本町では教育委員会としては、過去、平成26年、また27年のときに高齢者を対象に携帯、スマホの講座をやったという経緯がございます。そこではもちろん打ち方や写真の撮り方、ネットの利用方法などの部分での講習でございました。それで議員おっしゃいますように、高齢者のためにそういった講座をということでございますが、お年寄りの方とその関係でお話をね、させていただいた中で出てくるのが、個々にニーズといいますか、そこがそれぞれに分かれているという部分が1点ございます。あとそれと使っている機種っていうんですか、いわゆるスマホでも 아이폰であったりアンドロイドであったりという部分での違いという部分で、そこでの、じゃ誰に合わせてやるかという部分での実際難しさがありません。ただ、高齢者の方が関心を持たれているということは認識しておりますので、そういった対象の方のご意見というかね、様子を聞きながら教育委員会としても、そういった講座開催に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 通告書をつくるにあたって悩みました。最初は河端議員と同じ高齢者に限定しようかなって思ったんですが、本当に急速にこのIT化が進んでますよね。だからこれは別に高齢者に限らず若い人でも子どもさんでも苦手な人って必ずいるはずだになって感じたんですね。苦手なこと、それから嫌だ、嫌悪感といいますか、好きじゃないとか、その人、その人であると思います感じ方が。それで一応、町民がというふうに書いたんですけども、ここの安心して学べるというのは、やっぱり商業的な意向がなくて、やっぱり職員とか、それから職員が大変であれば、訓子府の町の中に、そういうのとっても詳しい町民の方もいらっしゃると思います。現に私は今、議会の活動の中で通告書とかいろんな原稿はほとんどデータで送ることに去年からなってます、私は大変でした。できないのでなかなか。それで1人、近所に先生を見つけまして、何かあったら「すみません、また忘れちゃったんです」っていうって、聞いては教えてもらって、なんとかかんとかついていっているんですが、議会の10人の中に3人の若者がいます。若者でない、若い方がいらっしゃる。ですから、とつてもその辺はオープンにいろんなことを教えてください。おそらく町長もスマホを持った当時のこと私記憶してるんですが、戸惑ったんじゃないかなと思いますが、役割として、町長はまわりにたくさん、それこそカバーしてくる職員の方がいらっしゃいます。すごく恵まれているかな、必要だからなんだろうとは思いますが、町民は今、子どもさんとも離れてますし、お孫さんともそういう通信したくても、なかなか届かないとこにいたり、だから年寄りだから、高齢者だからできないっていうんではなくて、活用すれば、今コロナ禍でこの2年半、人と会うこともままならず、こういう時こそこういうデジタルのものって活用したら、もう少し、皆さん目元が元気になるんじゃないかなって、そんなことを話ながら感じた次第です。ですから、どこでやってくれるのかなってずっと考えて、いろいろ調べたところ、やっぱり町民の社会教育の中なのかなと、一番適するのが。それで教育長の方にお伺いしたんですが、本当は総務課の方の担当なんですよというふうにデジタルに関してはね、そういうふうに伺ってはいたんですが、先ほどの所管じゃないですけど、やっぱり協力し合った中で、町民が訓子府町民が誰でもどんな年齢の方でも、今のこの進んだIT化を簡単に取り入れられる誰でもできるとそこを目標にして楽しい講座を細やかに計画してくればきっと参加者はいるんじゃない

ないかなと私は思っているんですが、今すぐ無理なら、でも急いでほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 役場の職員と言いますかね、そういう教えるといいますか、なかなか、ただですね、機種によって全然使い方が違ったり、自分が持っているものと人が持っているもので、やっぱりデジタルに詳しい方に、僕なんかも聞くときありますけども、それは僕の機械だからよく分からないという回答がくるんですよね、今それぞれいろんなキャリア、会社ありますよね、携帯の会社がありますけども、そこでもう1週間に2回とか講習なんかも常にやっているんですよね、それはこのデジタル活用支援事業ですか、これの中で携帯ショップなんかの方で1週間に2回とか2コマとかそういった形で組んで常にやっているんですよ。そういったところはまずは利用してもらった方がより自分の機械については詳しいかなと思います。それともう1点は先ほど教育委員会の方でもお答えしたようにですね、教育委員会とそれから例えば社会福祉協議会ですとか、商工会なんかも連携しながらそういった講習会を開催して、そのところに専門の方を呼んで講習会をしてもらうといったことも、これから企画していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

あと2分です。

○5番（西山由美子君） 時間もありませんから、本当に皆さんのこれからの仕組みづくりにすごく期待したいんですが、これがコロナ禍を抜け出して、いろんなところで町民が年齢も問わずサロンみたいにして、こうスマートフォンやパソコンを持って楽しく会話をしながら学べれば、そんな 아이폰だからアンドロイドだからって言っても、そこは知っている人が教えてくれればクリアできる訳ですから、職員の方はぜひ前向きに、町民の方を活用しながらぜひやっていただきたいなと。そうしないと「どうだ」ってずっと聞かれていた人たちに何て答えていいか分からないので、ぜひ検討を前向きにしてほしいんですが、最後、町長お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

1分です。

○町長（菊池一春君） 最近、シティなんかでもいろんなメーカーがきてやったりですね、今、副町長言っていたとおりのんですけども、講座等については社会教育、山田課長の方でそれらの要望を含めて企画することになると思うんですけども、できれば誰に相談しても役場職員なら瞬時に答えていくというのがいいんじゃないですか。僕は駄目ですよ。若い人はそれぐらいの力量を持っていますよ。20代はすごい。ぜひですね、みんなで町民が来たら教えてくれと。例えば旭町のご高齢の方が坂井室長に来て、わざわざ坂井室長、自宅まで行って教えたということも見てますので、いろんな柔軟な対応をしていきたいと。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 私の質問を終わりたいと思います。

#### ◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時52分